

改定案	現行	備考
<p data-bbox="114 199 250 236">はじめに</p> <p data-bbox="114 300 1012 464">WHO(世界保健機関)は高病原性鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスが出現することにより、世界的流行を引き起こす可能性が高まっていることを示唆し、新型インフルエンザの発生に備えた緊急な対応が求められていた。</p> <p data-bbox="114 480 1012 603"><u>このため、本県では、2005年(平成17年)12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。</u></p> <p data-bbox="114 619 1012 831"><u>このような中、2009年(平成21年)4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、死亡率0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。</u></p> <p data-bbox="114 847 1012 1011"><u>一方で、病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、今回を大きく上回る重症患者や死亡者が発生し、社会に大きな混乱が生じることが懸念されているため、病原性が高い場合にも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。</u></p> <p data-bbox="114 1027 1012 1102"><u>このため、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、行動計画の更なる改定を行うこととした。</u></p> <p data-bbox="114 1118 1012 1193">また、各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等については別途マニュアルを作成する。</p> <p data-bbox="353 1257 990 1332" style="text-align: right;">高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部 平成24年 月 日</p>	<p data-bbox="1115 199 1252 236">はじめに</p> <p data-bbox="1115 300 2013 464">WHO(世界保健機関)は高病原性鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスが出現することにより、世界的流行を引き起こす可能性が高まっていることを示唆し、新型インフルエンザの発生に備えた緊急な対応が求められていた。</p> <p data-bbox="1115 619 2013 783">このような中、平成21年4月にメキシコやアメリカにおいて、豚インフルエンザの人から人への感染が相次ぎ、WHOは「新型インフルエンザ」と宣言した。その後、強毒性ではないが感染力が強いため、世界中で感染が拡大している。</p> <p data-bbox="1115 799 2013 922">一方、高病原性鳥インフルエンザ等の強毒性の新型インフルエンザがひとたび出現すると、今回を大きく上回る重症患者や死亡者が発生し、社会に大きな混乱が生じることが懸念されている。</p> <p data-bbox="1115 938 2013 1150">本行動計画は、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生する以前の平成21年2月に、国が強毒性を想定して改定した新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて改定したものである。従って、強毒性を想定した内容ではあるが、今回のような弱毒性についても、本行動計画を基本として対応する。...</p> <p data-bbox="1115 1166 2013 1241">また、各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等については別途マニュアルを作成する。</p> <p data-bbox="1352 1305 1989 1380" style="text-align: right;">高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部 平成21年9月24日</p>	

改定案	現行	備考																																																							
<p>背景 <高知県新型インフルエンザ対策行動計画の改定の経過></p>	<p>背景 <高知県新型インフルエンザ対策行動計画の改定の経過></p>																																																								
<p>新型インフルエンザとは</p>	<p>新型インフルエンザとは</p>																																																								
<p>○新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が大きく異なる人から人に伝播する能力を有する新型のウイルスのことで、これまで10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>○20世紀以降では、下表のとおり新型インフルエンザが発生している。</p> <table border="1" data-bbox="96 459 996 730"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>型</th> <th>当時の呼び名</th> <th>発生地</th> <th>推定死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1918大正7年</td> <td>H1N1</td> <td>スペイン風邪</td> <td>北米/中国</td> <td>世界で4～5千万人、日本で39万人</td> </tr> <tr> <td>1957昭和32年</td> <td>H2N2</td> <td>アジア風邪</td> <td>中国</td> <td>世界で100万人、日本で8千人</td> </tr> <tr> <td>1968昭和43年</td> <td>H3N2</td> <td>香港風邪</td> <td>中国</td> <td>世界で100万人、日本で2千人</td> </tr> <tr> <td>1977昭和52年</td> <td>H1N1</td> <td>ソ連風邪</td> <td>中国/ロシア</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2009平成21年</td> <td>H1N1</td> <td>新型インフルエンザ^{★3}</td> <td>メキシコ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○近年、東南アジアを中心とした鳥インフルエンザ（H5N1）が流行し、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されており（平成15年12月～平成21年1月の間で、発症者403名、うち死亡者254名）、ウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が懸念されている。</p>	発生年	型	当時の呼び名	発生地	推定死者数	1918大正7年	H1N1	スペイン風邪	北米/中国	世界で4～5千万人、日本で39万人	1957昭和32年	H2N2	アジア風邪	中国	世界で100万人、日本で8千人	1968昭和43年	H3N2	香港風邪	中国	世界で100万人、日本で2千人	1977昭和52年	H1N1	ソ連風邪	中国/ロシア		2009平成21年	H1N1	新型インフルエンザ ^{★3}	メキシコ		<p>○新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>○20世紀では、下表のとおり新型インフルエンザが発生している。</p> <table border="1" data-bbox="1115 472 1982 683"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>型</th> <th>当時の呼び名</th> <th>発生地</th> <th>推定死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1918大正7年</td> <td>H1N1</td> <td>スペイン風邪</td> <td>北米/中国</td> <td>世界で4～5千万人、日本で39万人</td> </tr> <tr> <td>1957昭和32年</td> <td>H2N2</td> <td>アジア風邪</td> <td>中国</td> <td>世界で100万人、日本で8千人</td> </tr> <tr> <td>1968昭和43年</td> <td>H3N2</td> <td>香港風邪</td> <td>中国</td> <td>世界で100万人、日本で2千人</td> </tr> <tr> <td>1977昭和52年</td> <td>H1N1</td> <td>ソ連風邪^{★3}</td> <td>中国/ロシア</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○近年、東南アジアを中心とした鳥インフルエンザ（H5N1）が流行し、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されており（平成15年12月～平成21年1月の間で、発症者403名、うち死亡者254名）、ウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。</p>	発生年	型	当時の呼び名	発生地	推定死者数	1918大正7年	H1N1	スペイン風邪	北米/中国	世界で4～5千万人、日本で39万人	1957昭和32年	H2N2	アジア風邪	中国	世界で100万人、日本で8千人	1968昭和43年	H3N2	香港風邪	中国	世界で100万人、日本で2千人	1977昭和52年	H1N1	ソ連風邪 ^{★3}	中国/ロシア		
発生年	型	当時の呼び名	発生地	推定死者数																																																					
1918大正7年	H1N1	スペイン風邪	北米/中国	世界で4～5千万人、日本で39万人																																																					
1957昭和32年	H2N2	アジア風邪	中国	世界で100万人、日本で8千人																																																					
1968昭和43年	H3N2	香港風邪	中国	世界で100万人、日本で2千人																																																					
1977昭和52年	H1N1	ソ連風邪	中国/ロシア																																																						
2009平成21年	H1N1	新型インフルエンザ ^{★3}	メキシコ																																																						
発生年	型	当時の呼び名	発生地	推定死者数																																																					
1918大正7年	H1N1	スペイン風邪	北米/中国	世界で4～5千万人、日本で39万人																																																					
1957昭和32年	H2N2	アジア風邪	中国	世界で100万人、日本で8千人																																																					
1968昭和43年	H3N2	香港風邪	中国	世界で100万人、日本で2千人																																																					
1977昭和52年	H1N1	ソ連風邪 ^{★3}	中国/ロシア																																																						
<p>国の動き</p>	<p>国の動き</p>																																																								
<p>○平成17年12月、「新型インフルエンザ対策行動計画（以下、「国の行動計画」という）」を策定。</p> <p>○平成21年2月、更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、国の行動計画を抜本的に改定。</p> <p>○平成23年9月、2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、国の行動計画の更なる改定を行った。</p>	<p>○平成17年12月、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。</p> <p>○平成20年4月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」が成立し、更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画（以下、「国の行動計画」という）について抜本的な改定を行った。</p>																																																								
<p>県の動き</p>	<p>県の動き</p>																																																								
<p>○平成17年12月26日、高病原性鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置するとともに、「高知県新型インフルエンザ対策行動計画（以下、「行動計画」という）」を策定。</p> <p>○平成21年2月の国の行動計画の改定や、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）での対応を踏まえ、平成21年9月、行動計画を改定。</p> <p>○平成23年9月の国の行動計画の改定を踏まえ、行動計画を改定。</p>	<p>○平成17年12月26日、高病原性鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置するとともに、「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」（第一版）を策定。</p> <p>○平成21年2月の国の行動計画の改定や、平成21年4月に発生した豚由来のインフルエンザでの対応を踏まえ、高知県新型インフルエンザ対策行動計画（以下、「行動計画」という）を改定する。</p>																																																								

改定案	現行	備考
<div data-bbox="91 197 1057 269" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>インフルエンザとは</p> </div> <p>○インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。 ・インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさないこともある。（不顕性感染）。 ・インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染でも、他の人へ感染させる可能性がある。 <p>○新型インフルエンザ ★1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。 <p>本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。</p>	<p>(項目の新設)</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 199 1055 244">流行規模及び被害の想定 <被害想定を基に対策を定める></p> <p data-bbox="91 252 1055 347">○新型インフルエンザの流行規模は、<u>病原体側の要因</u>（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や<u>宿主側の要因</u>（人の免疫の状態等）、<u>社会環境など多くの要素</u>に左右されるものであり、<u>軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る</u>。</p> <p data-bbox="91 379 1055 475">○<u>行動計画の策定に当たっては、対策を考える上で患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もありえる</u>ということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。</p> <p data-bbox="91 507 1055 858">○<u>行動計画の策定に際して想定した</u>患者数等については、国の行動計画の推計に基づき <u>5 ページ表</u>のとおり試算。 <ul data-bbox="125 571 1055 858" style="list-style-type: none"> 入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として数の上限を推定。 当該推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮されておらず、健康被害を少なくする要因がある一方、高齢化の進展、基礎疾患を有する者の増加、都市への人口集中、高速大量交通の飛躍的な発達など、健康被害を拡大させる要因が増加している点も踏まえておく必要がある。 特に、本県は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。 </p> <p data-bbox="91 890 1055 1145">○社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、<u>従業員の最大40%程度が欠勤</u>することが想定される。 <ul data-bbox="125 986 1055 1145" style="list-style-type: none"> <u>一部の</u>事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。 <u>県</u>民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。 </p>	<p data-bbox="1086 199 2049 244">流行規模及び被害の想定 <被害想定を基に対策を定める></p> <p data-bbox="1086 252 2049 347">○新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右される。平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザでも、現時点でその流行規模を正確に予測することは難しい状況である。</p> <p data-bbox="1086 507 2049 826">○患者数等については、国の行動計画の推計に基づき <u>6 ページ表</u>のとおり試算。 <ul data-bbox="1120 539 2049 826" style="list-style-type: none"> 入院者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として数の上限を推定。 当該推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮されておらず、健康被害を少なくする要因がある一方、高齢化の進展、基礎疾患を有する者の増加、都市への人口集中、高速大量交通の飛躍的な発達など、健康被害を拡大させる要因が増加している点も踏まえておく必要がある。 特に、本県は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。 </p> <p data-bbox="1086 890 2049 1145">○社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、<u>従業員の最大40%程度が欠勤</u>ことが想定される。 <ul data-bbox="1120 986 2049 1145" style="list-style-type: none"> 不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。 <u>国民</u>生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。 </p>	

改定案				現行				備考																																																																								
新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算 ※国の想定を単純に本県の人口比で試算				新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算 ※国の想定を単純に本県の人口比で試算																																																																												
<高知県> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td colspan="2">106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>3,231人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>12,194人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>1,037人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>3,902人</td> </tr> </table>				医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)		推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3,231人	重度	12,194人		死亡者数	中等度	1,037人	重度	3,902人	<高知県> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td colspan="2">106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>3,231人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>12,194人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>1,037人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>3,902人</td> </tr> </table>				医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)		推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3,231人	重度	12,194人		死亡者数	中等度	1,037人	重度	3,902人																																									
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)																																																																														
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3,231人																																																																													
		重度	12,194人																																																																													
	死亡者数	中等度	1,037人																																																																													
		重度	3,902人																																																																													
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		106,095人 (最小 82,031人～ 最大 153,943人)																																																																														
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3,231人																																																																													
		重度	12,194人																																																																													
	死亡者数	中等度	1,037人																																																																													
		重度	3,902人																																																																													
※1日当たりの最大入院患者数：612人				※1日当たりの最大入院患者数：612人																																																																												
<二次医療圏> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">二次医療圏</th> <th>安芸</th> <th>中央</th> <th>高幡</th> <th>幡多</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td>7,757人 (5,998人～ 11,256人)</td> <td>76,143人 (58,873人～ 110,483人)</td> <td>8,775人 (6,784人～ 12,732人)</td> <td>13,420人 (10,376人～ 19,472人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>236人</td> <td>2,319人</td> <td>267人</td> <td>409人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>892人</td> <td>8,752人</td> <td>1,009人</td> <td>1,542人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>76人</td> <td>744人</td> <td>86人</td> <td>131人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>285人</td> <td>2,801人</td> <td>323人</td> <td>494人</td> </tr> </tbody> </table>				二次医療圏		安芸	中央	高幡	幡多	医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		7,757人 (5,998人～ 11,256人)	76,143人 (58,873人～ 110,483人)	8,775人 (6,784人～ 12,732人)	13,420人 (10,376人～ 19,472人)	推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	236人	2,319人	267人	409人	重度	892人	8,752人	1,009人	1,542人		死亡者数	中等度	76人	744人	86人	131人	重度	285人	2,801人	323人	494人	<二次医療圏> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">二次医療圏</th> <th>安芸</th> <th>中央</th> <th>高幡</th> <th>幡多</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td>7,757人 (5,998人～ 11,256人)</td> <td>76,143人 (58,873人～ 110,483人)</td> <td>8,775人 (6,784人～ 12,732人)</td> <td>13,420人 (10,376人～ 19,472人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>236人</td> <td>2,319人</td> <td>267人</td> <td>409人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>892人</td> <td>8,752人</td> <td>1,009人</td> <td>1,542人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>76人</td> <td>744人</td> <td>86人</td> <td>131人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>285人</td> <td>2,801人</td> <td>323人</td> <td>494人</td> </tr> </tbody> </table>				二次医療圏		安芸	中央	高幡	幡多	医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		7,757人 (5,998人～ 11,256人)	76,143人 (58,873人～ 110,483人)	8,775人 (6,784人～ 12,732人)	13,420人 (10,376人～ 19,472人)	推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	236人	2,319人	267人	409人	重度	892人	8,752人	1,009人	1,542人		死亡者数	中等度	76人	744人	86人	131人	重度	285人	2,801人	323人	494人	
二次医療圏		安芸	中央	高幡	幡多																																																																											
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		7,757人 (5,998人～ 11,256人)	76,143人 (58,873人～ 110,483人)	8,775人 (6,784人～ 12,732人)	13,420人 (10,376人～ 19,472人)																																																																											
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	236人	2,319人	267人	409人																																																																										
		重度	892人	8,752人	1,009人	1,542人																																																																										
	死亡者数	中等度	76人	744人	86人	131人																																																																										
		重度	285人	2,801人	323人	494人																																																																										
二次医療圏		安芸	中央	高幡	幡多																																																																											
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		7,757人 (5,998人～ 11,256人)	76,143人 (58,873人～ 110,483人)	8,775人 (6,784人～ 12,732人)	13,420人 (10,376人～ 19,472人)																																																																											
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	236人	2,319人	267人	409人																																																																										
		重度	892人	8,752人	1,009人	1,542人																																																																										
	死亡者数	中等度	76人	744人	86人	131人																																																																										
		重度	285人	2,801人	323人	494人																																																																										
※1日当たりの最大入院患者数 45人 442人 51人 78人				※1日当たりの最大入院患者数 45人 442人 51人 78人																																																																												
<参考:全国> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td colspan="2">17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>53万人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>200万人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>17万人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>64万人</td> </tr> </table>				全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計				医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)		推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人	重度	200万人		死亡者数	中等度	17万人	重度	64万人	<参考:全国> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)</td> <td colspan="2">17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推計値の内訳 (各項目の推計値)</td> <td rowspan="2">入院患者数</td> <td>中等度</td> <td>53万人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>200万人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">死亡者数</td> <td>中等度</td> <td>17万人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>64万人</td> </tr> </table>				全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計				医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)		推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人	重度	200万人		死亡者数	中等度	17万人	重度	64万人																																	
全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計																																																																																
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)																																																																														
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人																																																																													
		重度	200万人																																																																													
	死亡者数	中等度	17万人																																																																													
		重度	64万人																																																																													
全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計																																																																																
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		17,400,763人 (最小13,454,059人～ 最大25,248,351人)																																																																														
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人																																																																													
		重度	200万人																																																																													
	死亡者数	中等度	17万人																																																																													
		重度	64万人																																																																													
1日当たりの最大入院患者数:10万1千人(流行発生から5週目)				1日当たりの最大入院患者数:10万1千人(流行発生から5週目)																																																																												

改定案	現行	備考
<p>対策の基本方針</p> <p>目的</p> <p>健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る。</p> <p><主たる対応項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。 :感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する :流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 :適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。 2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。 :地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。 :事業継続計画の実施等により、県民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。 <p>○新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。</p> <p>○病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザがひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。</p> <p>◎こうした事態を生じさせないよう、国は、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。 2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。 <p>○新型インフルエンザ対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、県としての対応については、国の動きと一体となった対策を基本とし、県内の実情に合わせた行動が重要となる。</p> <p>◎このため、新型インフルエンザ対策を県の危機管理に関わる重要な課題として位置づけるとともに、「健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る」ことを目的とし、上記2点を「主たる対応項目」として対策を講じていく。</p>	<p>目的</p> <p>健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る。</p> <p><主たる対応項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を可能な限り抑制する。 2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。 <p>○新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。</p> <p>○ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。</p> <p>◎こうした事態を生じさせないよう、国は、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。 2. 社会・経済機能を破綻に至らせない。 <p>○新型インフルエンザ対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、県としての対応については、国の動きと一体となった対策を基本とし、地域の実情に合わせた行動が重要となる。</p> <p>◎このため、新型インフルエンザ対策を県の危機管理に関わる重要な課題として位置づけるとともに、「健康被害を最小限にとどめ県民の生活を守る」ことを目的とし、上記2点を「主たる対応項目」として対策を講じていく。</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 209 607 268">▶ 行動計画の考え方</p> <p data-bbox="91 300 1059 368">行動計画は、県としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、これに基づき各部署等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。</p> <p data-bbox="91 368 1059 464"> <small>★5</small> ＜策定するマニュアル(案)＞ 感染拡大防止、サーベイランス、医療体制、抗インフルエンザウイルス薬、新型インフルエンザワクチン、情報提供・共有に関するもの、事業者・職場における対策など </p> <p data-bbox="91 496 1059 592">○新型インフルエンザが発生する前の段階では、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p data-bbox="91 624 1059 719">○新型インフルエンザが海外で発生した場合、国では検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる対策を講じるが、ウイルスの国内侵入及び県内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を講じる。</p> <p data-bbox="91 735 1059 879"> <small>★5</small> ○発生当初の段階では、国において水際対策、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、ウイルスの国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策が行われる。 </p> <p data-bbox="91 911 1059 1007">○具体的な対策の現場となる県や市町村は、国および県の行動計画や国のガイドラインを踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に行うものとする。</p> <p data-bbox="91 1023 1059 1102"> <small>★7</small> ○医療機関、学校・通所施設、社会機能の維持に関わる事業者、個人などにおいても、国の行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切な対応を行うものとする。 </p> <p data-bbox="91 1134 1059 1230">○新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画については、適時適切に修正を行うこととする。</p>	<p data-bbox="1086 193 2056 268">行動計画の考え方</p> <p data-bbox="1086 300 2056 432"> 行動計画は「総論」と「各論」をもって成り立つ。 ・「総論」は県としての対策の基本的な方針及び認識を示すものであり、 ・「各論」は発生段階毎の対策項目と所管部署等を示したものである。 これに基づき各部署等において、具体的な対策を講じるものとする。 </p> <p data-bbox="1086 496 2056 592">○新型インフルエンザの流行規模は、病原性や感染力等に左右されることから、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p data-bbox="1086 624 2056 719">○新型インフルエンザが海外で発生した場合、国では検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる対策を講じるが、ウイルスの国内侵入及び県内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を策定する。</p> <p data-bbox="1086 1134 2056 1230">○新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画については、適時適切に修正を行うこととする。</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 607 268">▶ 対策実施上の留意点</p> <p data-bbox="91 304 1059 363">○新型インフルエンザへの対策は、県庁組織が一体となり、迅速かつ正確な対策を講じるものとする。</p> <p data-bbox="91 400 1059 491">○この行動計画における対策は、<u>病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう適宜柔軟に対策を実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="91 528 1059 687">○<u>実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、県の特長、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、高知県新型インフルエンザ危機管理本部にて、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択的に決定することとする。</u></p> <p data-bbox="91 724 1059 847">○<u>病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。</u></p> <p data-bbox="91 884 1059 943">○<u>対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）については、適宜、マニュアル等に定めることとする。</u></p>	<p data-bbox="1099 264 1272 292">(新設・組み換え)</p> <p data-bbox="1084 328 2063 387">○新型インフルエンザへの対策は、県庁組織が一体となり、迅速かつ正確な対策を講じるものとする。</p> <p data-bbox="1084 424 2063 547">○この行動計画における対策は、発生した新型インフルエンザが強毒性である場合を基本とする。なお、新型インフルエンザが発生した場合は、本計画を基本としながら、その毒性や感染力等について国等が発する情報や対応を踏まえ、高知県新型インフルエンザ危機管理本部にて、状況に応じた県の対応方針を策定する。</p> <p data-bbox="1084 1031 2063 1090">○附属資料については、事務局が関係部局等と協議・調整のうえ、適宜、修正・追加・削除を行うものとし、かつ、全庁周知を行うものとする。</p>	

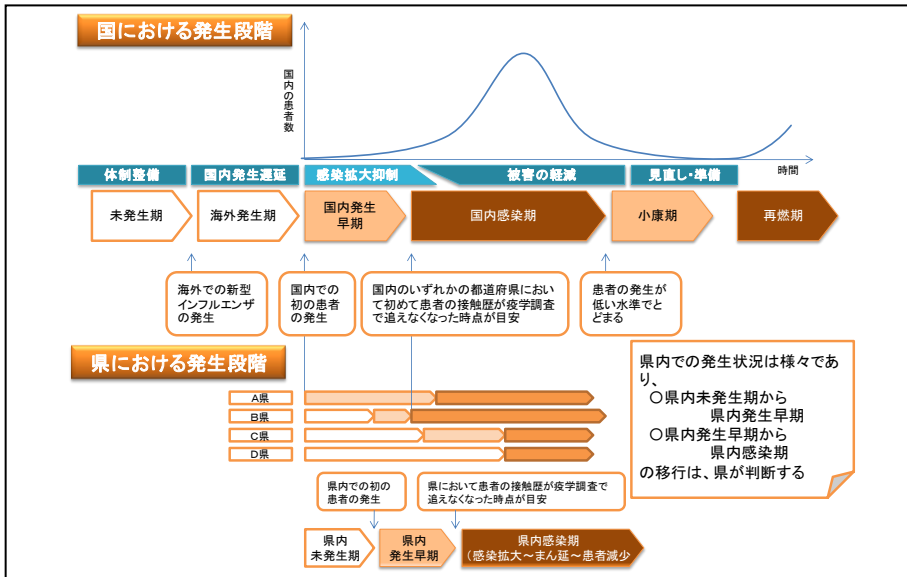
改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 229 607 304">▶ 対策推進のための役割分担</p> <p data-bbox="91 316 1061 387">新型インフルエンザ対策を推進するに当たり、国、県、市町村、関係機関及び県民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。</p> <p data-bbox="91 395 1061 435">1. 国</p> <p data-bbox="91 443 1061 563">○新型インフルエンザの発生前[★]は、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「<u>関係省庁対策会議</u>」<u>という。</u>)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p data-bbox="91 571 1061 691">○各省庁では、各省庁が作成した行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p data-bbox="91 699 1061 866">○新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「<u>新型インフルエンザ対策本部</u>」(以下「<u>政府対策本部</u>」<u>という。</u>)を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。</p> <p data-bbox="91 874 1061 962">○政府対策本部は、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえ[★]つつ、対策を進める。また、<u>各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密に連携を図る。</u></p> <p data-bbox="91 970 1061 1010">2. 県</p> <p data-bbox="91 1018 1061 1098">○新型インフルエンザの発生前[★]は、「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」(以下「<u>推進本部</u>」<u>という。</u>)の枠組みを通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p data-bbox="91 1106 1061 1225">○各部局等では、行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画[★]の策定を全庁的に進める。</p> <p data-bbox="91 1233 1061 1401">○予防・治療に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、県医師会、医療機関等の関係機関の協力を得ながら、新型インフルエンザの患者の外来・入院診療を担当する医療機関の指定を行うなど、医療提供体制の確保を行うとともに、新型インフルエンザの<u>未発生期から小康期</u>を通して、最新かつ正確な情報提供を行い、県民の予防意識の啓発や不安解消に努める。</p> <p data-bbox="91 1409 1061 1439">○新型インフルエンザが国内で発生した場合は、速やかに知事を本部長とする「高知県新型イ</p>	<p data-bbox="1086 197 2056 245">対策の基本</p> <p data-bbox="1086 253 1532 304">▶ 対策推進のための役割分担</p> <p data-bbox="1086 316 2063 387">新型インフルエンザ対策を推進するに当たり、国、県、市町村、関係機関及び県民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。</p> <p data-bbox="1086 395 2056 435">1. 国</p> <p data-bbox="1086 443 2056 523">○新型インフルエンザの発生に[★]備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p data-bbox="1086 531 2056 691">○各省庁では、各省庁が作成した行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p data-bbox="1086 699 2056 818">○新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「<u>新型インフルエンザ対策本部</u>」を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。</p> <p data-bbox="1086 826 2056 962">○<u>新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会</u>(以下「<u>諮問委員会</u>」<u>という。</u>)」を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聞いて対策を進める。</p> <p data-bbox="1086 970 2056 1010">2. 県</p> <p data-bbox="1086 1018 2056 1098">○新型インフルエンザの発生に[★]備え、「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部会議」の枠組みを通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p data-bbox="1086 1106 2056 1265">○各部局等では、行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画[★]の策定を全庁横断的に進める。</p> <p data-bbox="1086 1273 2056 1439">○予防・治療に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、県医師会、医療機関等の関係機関の協力を得ながら、新型インフルエンザの患者の外来・入院診療を担当する医療機関の指定を行うなど、医療提供体制の確保を行うとともに、<u>新型インフルエンザ発生前期、発生期及びまん延期等</u>を通して、最新かつ正確な情報提供を行い、県民の予防意識の啓発や不安解消に努める。</p>	

改定案	現行	備考
<p>ンフルエンザ危機管理本部」(以下「危機管理本部」という。)を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、県内の状況に応じて発生段階や対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。</p> <p>○感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行う。</p> <p>○市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。</p>	<p>○新型インフルエンザが国内で発生した場合は、速やかに知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」を設置し、新型インフルエンザの毒性の強さや感染力等について国が発する情報とその対応を踏まえながら、発生段階に応じ対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。</p>	
<p>3. 市町村</p>	<p>3. 市町村</p>	
<p>○住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>○県が提供する新型インフルエンザに関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、保健センター等において住民の感染予防策の徹底に努める。</p> <p>○その他、国、県が実施する新型インフルエンザ対策について、一体となって対策を進める。</p>	<p>○住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた種別計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行う。</p> <p>○県が提供する新型インフルエンザに関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、保健センター等において住民の感染予防策の徹底に努める。</p> <p>○その他、国、県が実施する新型インフルエンザ対策について、一体となって対策を進める。</p>	
<p>4. 医療機関</p>	<p>4. 関係機関の協力</p>	
<p>○県民の健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。</p> <p>○新型インフルエンザ発生時においても医療提供体制を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進める。</p> <p>○新型インフルエンザ発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>	<p>○新型インフルエンザの国内：県内発生早期や感染拡大期における感染拡大を可能な限り抑制し、県民の健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能を破綻に至らせないようにするため、関係機関(関係機関・関係関係者、学校・通所施設等、事業者、マスメディア)は、以下のようなことに協力をする。</p>	
<p>5. 学校・通所施設等</p>	<p>● 医療機関・医療関係者</p>	
<p>○日頃から入所者又は児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。</p> <p>○未発生期の段階から、全国的に実施されるサーベイランスに協力する。</p> <p>○新型インフルエンザが国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。</p>	<p>・新型インフルエンザに関する正しい知識を県民に伝える。</p> <p>・新型インフルエンザの出現に備えて、県が進める医療提供体制の整備に積極的に参加する。</p> <p>・新型インフルエンザ出現後は、あらかじめ整備した医療提供体制、県からの要請・指導に基づいて適切な診療・治療を実施するとともに、検査のための検体採取に協力する。</p> <p>・新型インフルエンザ出現後に全国的に実施されるサーベイランスに協力する。</p> <p>・医療スタッフ不足時に、県が依頼する応援スタッフの派遣に可能な限り協力する。</p>	
<p>★⁹</p>	<p>● マスメディア</p>	
	<p>・県民の不安の解消、感染予防、感染拡大防止策の徹底等のために、県が提供する新型インフルエンザに係る様々な情報の報道に関して、可能な限り協力する。</p>	
	<p>● 学校・通所施設等</p>	
	<p>・日頃から入所者又は児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。</p>	
	<p>・新型インフルエンザ出現後に全国的に実施されるサーベイランスに協力する。</p>	
	<p>・新型インフルエンザが国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。</p>	

改定案	現行	備考
<p>6. 社会機能の維持に関わる事業者</p> <p>○医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、<u>新型インフルエンザの発生前から</u>事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。</p> <p>○<u>新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</u></p>	<p>● 社会機能の維持に関わる事業者</p> <p>・公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。</p>	
<p>7. 一般の事業者</p> <p>○<u>新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行う。</u></p> <p>○<u>新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、</u>県が勧告・要請する感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）や事業継続計画の策定等可能な限り協力する。</p>	<p>● 一般の事業者</p> <p>・新型インフルエンザが国内や県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）や事業継続計画の策定等可能な限り協力する。</p>	
<p>8. 個人</p> <p>○<u>新型インフルエンザ発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。</u></p> <p>○<u>発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。</u></p> <p>○<u>新型インフルエンザ発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</u></p>	<p>5. 県民</p> <p>○<u>県民は、国、県や市町村からの新型インフルエンザに関する広報や報道に関心を持ち、正しい知識を得て、平時から、手洗い・うがい、インフルエンザの流行期における外出時のマスクの着用など、一般的な感染予防策を生活の中で励行する。</u></p> <p>○<u>食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努める。</u></p> <p>○<u>プライバシーの保護など患者等の人権に十分注意しなければならない。</u></p>	

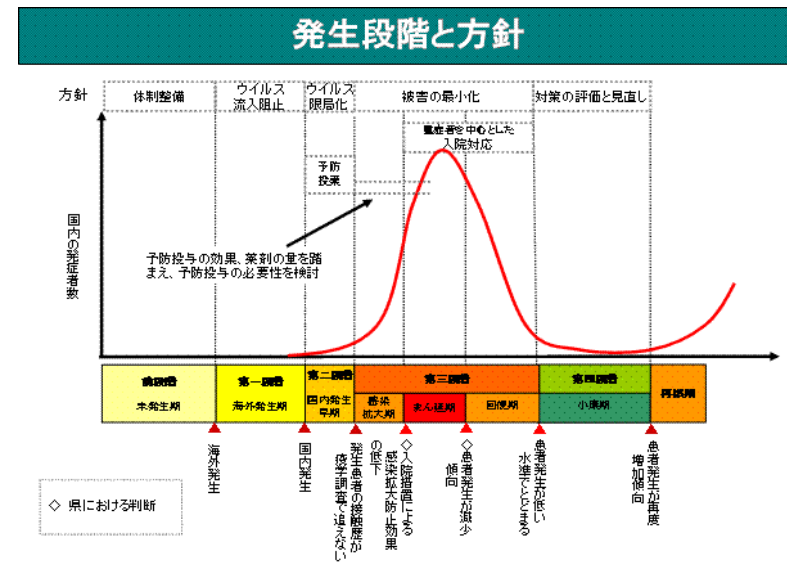
改定案	現行	備考																																																	
<p>▶ 発生段階</p> <p>○新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、<u>状況の変化に即応した</u>意思決定を迅速に行うことができるよう、<u>予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策の方針を定めておく必要がある。</u></p> <p>○国の行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザが発生する前から、<u>海外での発生、国内での発生、まん延</u>を迎え、小康状態に至るまでを、<u>国の実情に応じた戦略に即して</u>5つの段階に分類し、<u>国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。</u></p> <p>○国内での発生状況は様々であり、<u>その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断する。</u></p> <p>○国、県、市町村、関係機関等は、<u>行動計画で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意する。</u></p>	<p>▶ 行動計画の各段階の概要</p> <p>○新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、<u>予め各段階において想定される状況に応じた対策の方針を定めておく必要がある。</u></p> <p>○国の行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、<u>パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めており、各段階の移行について国の新型インフルエンザ対策本部が決定し、公表することとしている。</u></p> <p>○行動計画では、<u>国の定めた発生段階のうち、第二段階の小分類として「県内発生早期」を追加し、第三段階については、小分類された3つの時期の移行について国と協議のうえ県が判断する。</u></p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生段階</th> <th colspan="2">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未発生期</td> <td colspan="2">新型インフルエンザが発生していない状態</td> </tr> <tr> <td>海外発生期</td> <td colspan="2">海外で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td>国内発生早期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td> <td> ・(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状況 ・(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態 </td> </tr> <tr> <td>国内感染期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td> <td> ・(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少 </td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td colspan="2">新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td> </tr> </tbody> </table>	発生段階	状態		未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態		海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態		国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	・(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状況 ・(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	・(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生段階</th> <th colspan="2">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前段階 (未発生期)</td> <td colspan="2">新型インフルエンザが発生していない状態</td> </tr> <tr> <td>第一段階 (海外発生期)</td> <td colspan="2">海外で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>国内発生早期</td> <td>国内で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県内発生早期</td> <td>高知県内 (高知県に隣接した他県の市町を含む) で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td>第三段階</td> <td colspan="2">国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">(県の判断)</td> <td>感染拡大期</td> <td>各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td>まん延期</td> <td>各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回復期</td> <td>各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態</td> </tr> <tr> <td>第四段階 (小康期)</td> <td colspan="2">患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td> </tr> </tbody> </table>	発生段階	状態		前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態		第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態		県内発生早期	高知県内 (高知県に隣接した他県の市町を含む) で新型インフルエンザが発生した状態	第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態			(県の判断)	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態		まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態		回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		
発生段階	状態																																																		
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態																																																		
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態																																																		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	・(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生していない状況 ・(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態																																																	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	・(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少																																																	
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態																																																		
発生段階	状態																																																		
前段階 (未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態																																																		
第一段階 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態																																																		
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態																																																	
	県内発生早期	高知県内 (高知県に隣接した他県の市町を含む) で新型インフルエンザが発生した状態																																																	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態																																																		
	(県の判断)	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態																																																
		まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態																																																
		回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態																																																
第四段階 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態																																																		

<国及び県における発生段階>



(参考) 本行動計画における発生段階とWHOのフェーズ分類との対応表

本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
	ポストパンデミック期



(参考) 改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1、2 A、2 B、3 A、3 B	【前段階】未発生期
フェーズ4 A、5 A、6 A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4 B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
フェーズ5 B、6 B	
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 651 248">▶ 行動計画の主要7項目</p> <p data-bbox="91 252 1061 344">本行動計画は、その目標と活動を、国の行動計画と合わせ「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥ワクチン」、「⑦社会・経済機能の維持」の7項目に分けている。各項目に含まれる内容を以下に示す。</p> <p data-bbox="91 376 488 419">① 実施体制</p> <div data-bbox="91 451 1061 571" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="125 499 723 528">新型インフルエンザ対策は全庁一体での取組みを実施する。</p> </div> <p data-bbox="91 616 1061 683">○新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく。</p> <p data-bbox="91 735 1061 882">○新型インフルエンザは、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合においては、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、県及び市町村は、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一体となった取組みを行う。</p> <p data-bbox="91 935 1061 1166">○新型インフルエンザの発生前においては、「推進本部」を通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。 <small>★8</small> ・全部局等は、業務継続計画を全庁横断的に作成し、新型インフルエンザの発生時においても必要最小限の行政サービスを維持する体制を整える。 <small>★15</small> ・関係部局等は、住民に最も近い立場で新型インフルエンザのまん延防止や住民生活への支援において中心的な役割を担う市町村との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。</p> <p data-bbox="91 1219 1061 1326">○国内で新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて発生段階や対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を講じる。</p> <p data-bbox="91 1378 1061 1444">○国の基本的対処方針が示される前に県内で発生した場合は、国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて危機管理本部が対応方針を決定する。</p>	<p data-bbox="1086 197 2056 248">▶ 行動計画の主要6項目</p> <p data-bbox="1086 252 2063 344">行動計画は、その目標と活動を、国の行動計画と合わせ「実施体制と情報収集」、「サーベイランス」、「予防・まん延防止」、「医療」、「情報提供・共有」、「社会・経済機能の維持」の6分野に分けている。各分野に含まれる内容を以下に示す。</p> <p data-bbox="1086 376 1485 419">① 実施体制と情報収集</p> <div data-bbox="1086 451 2056 571" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1106 483 1951 544">1) 新型インフルエンザ対策は全庁一体での取組みを実施 2) 迅速かつ正確な情報提供及び迅速な対策を実施するために、国等から情報を収集</p> </div> <p data-bbox="1086 616 2063 683">○新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく。</p> <p data-bbox="1086 735 2063 882">○新型インフルエンザは、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、国家的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、県及び市町村は、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一体となった取組みを行う。</p> <p data-bbox="1086 935 2063 1166">○新型インフルエンザの発生前においては、「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」(別添資料)を通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。 <small>★29</small> ・全部局等は、業務継続計画を全庁横断的に作成し、新型インフルエンザの発生時においても必要最小限の行政サービスを維持する体制を整える。 ・関係部局等は、住民に最も近い立場で新型インフルエンザのまん延防止や住民生活への支援において中心的な役割を担う市町村との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。</p> <p data-bbox="1086 1219 2063 1366">○国内で新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」設置し、新型インフルエンザの毒性の強さや感染力等について国等が発する情報を勘案しながら、発生段階に応じた対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を講じる。</p>	

改定案	現行	備考
<p>○県の発生段階の変更や対応方針の改定が必要な場合などは、危機管理本部を開催し、協議・決定する。</p> <p>○四国4県での情報共有体制を構築する。</p> <p><新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ対策に関する推進体制></p> <p>（国内発生期から小康期） 危機事態対応</p> <p>高知県 新型インフルエンザ危機管理本部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：庁議メンバー（監査事務局長を除く） 参画者：高知市副市長 事務局：危機管理部 他</p> <p>国の基本的対応方針</p> <p>高知県 感染症対策協議会 ○病原性、感染性、県内の流行状況などに基づいた意見</p> <p>意見</p> <p>移行</p> <p>（未発生期から海外発生期） 危機事態対応の準備</p> <p>高知県 新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：庁議メンバー（監査事務局長を除く） 参画者：高知市健康福祉部長 事務局：危機管理部・健康政策部・文化生活部・農業振興部</p> <p>高知県 感染症対策協議会 ○病原性、感染性、県内の流行状況などに基づいた意見</p> <p>意見</p>	<p>○四国4県での情報共有体制を構築する。</p> <p style="text-align: right;">別添資料</p> <p><新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ対策に関する推進体制></p> <p>危機事態対応</p> <p>高知県〇〇危機管理本部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：庁議メンバー（監査事務局長を除く） 参画者：高知市副市長 事務局：危機管理部 他</p> <p>移行</p> <p>危機事態対応の準備</p> <p>高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部 本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：庁議メンバー（監査事務局長を除く） 参画者：高知市健康福祉部長 事務局：危機管理部・健康政策部・文化生活部・農業振興部</p>	

改定案	現行	備考
<p>高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの危機に備え、平成 17 年 12 月 26 日、危機事態を想定した事前対策を総合的に推進するため設置。 推進本部は、知事を本部長とするメンバーで構成し、平成 15 年 11 月 7 日付け（平成 17 年 4 月 22 日付け 17 高危管第 6 号にて一部改正）副知事通知に基づく庁内連絡会議として位置づける。</p> <p>高知県危機管理本部 国内で新型インフルエンザが発生した場合は、直ちに「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」に、また、県内で高病原性鳥インフルエンザの簡易検査陽性反応が確認された時及び鳥インフルエンザが人に感染した時には、「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部（仮称）」に、推進本部を移行する。いずれの危機管理本部も県民の生命、生活、財産等に重大な危害を及ぼす恐れがある事態であることから、高知県危機管理本部設置要綱に規定する危機管理本部として位置づける。</p> <p>・県全体としてのこれら推進体制・危機管理体制は、中核市である高知市との連携・協力が必要不可欠である。このため、あらかじめ高知市の危機管理本部等への参画を求めて一体的に取り組を進める。</p> <p>高知県感染症対策協議会 感染症法第 6 条第 1 項に規定する感染症について、有効かつ的確な感染症対策を確立するとともに感染症の予防の総合的な推進を図るため設置。 感染症対策協議会は、高知県医師会、高知大学医学部附属病院など感染症に関する専門の学識経験者のなかから知事が委嘱する委員で構成し、日常的な情報を解析し、具体の予防対策を検討するため、結核対策部会、エイズ・性感染症対策部会、感染症発生動向調査部会、肝炎対策部会の部会を設けている。</p>	<p>高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部（以下、推進本部という） 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの危機に備え、平成 17 年 12 月 26 日、危機事態を想定した事前対策を総合的に推進するため設置。 推進本部は、知事を本部長とするメンバーで構成し、平成 15 年 11 月 7 日付け（平成 17 年 4 月 22 日付け 17 高危管第 6 号にて一部改正）副知事通知に基づく庁内連絡会議として位置づける。</p> <p>高知県危機管理本部 国内で新型インフルエンザの患者が発生した事態となれば、直ちに「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」に、また、県内で高病原性鳥インフルエンザの患者が確認された時及び鳥インフルエンザが人に感染した時には、「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部（仮称）」に移行する。いずれの危機管理本部も県民の生命、生活、財産等に重大な危害を及ぼす恐れがある事態であることから、高知県危機管理本部設置要綱に規定する危機管理本部として位置づける。</p> <p>○県全体としてのこれら推進体制・危機管理体制は、中核市である高知市との連携・協力が必要不可欠である。このため、あらかじめ高知市の危機管理本部等への参画を求めて一体的に取り組を進める。</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 584 260">② サーベイランス・情報収集</p> <p data-bbox="91 300 1059 459">1) いずれの段階においても、新型インフルエンザに関する様々な情報を、県内外から系統的に収集・分析し適時適切な対策につなげる。 2) サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつける。</p> <p data-bbox="91 504 1059 643">○新型インフルエンザ対策を適時適切に実施するため、県内未発生期の段階においては、県内で新型インフルエンザが発生したことをいち早く探知すること、そして、県内発生早期以降は、県内外での発生状況を把握し、必要な対策を実施し、その効果を評価することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、県内外の情報を速やかに収集・分析することが重要である。</p> <p data-bbox="91 691 1059 759">○県内においては、未発生期の段階から、季節性のインフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対応するため、以下の事項について平時のサーベイランスを実施し、体制の確立を図る。</p> <p data-bbox="136 783 824 946"> <small>★10</small> ・県内の流行状況（感染症発生動向調査） ・入院患者の発生動向（インフルエンザ入院サーベイランス） ・流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性（病原体サーベイランス） ・学校等における感染拡大の兆候（学校サーベイランス） </p> <p data-bbox="91 970 1059 1058">○鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。</p> <p data-bbox="91 1082 1059 1169">○海外発生期から国内発生早期までは、情報が限られているため、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。</p> <p data-bbox="136 1217 869 1361"> <small>★9</small> ・県内における新型インフルエンザ患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行う（患者の全数把握） ・新型インフルエンザ患者の臨床像を把握（入院患者の全数把握） ・感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握の強化 </p>	<p data-bbox="1086 197 1489 260">② サーベイランス</p> <p data-bbox="1086 300 2054 411">1) 疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視し、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈する。 2) 得られたデータを効果的な対策に結びつける。</p> <p data-bbox="1086 504 2054 643">○新型インフルエンザの流行に備えた対策を速やかに実施するため、国内未発生期の段階においては、新型インフルエンザが発生したことをいち早く察知すること、そして、県内での感染が拡大する段階においては拡大状況や当該感染症の特徴を把握することが必要であり、そのためのサーベイランス体制を確立し、県内外の情報を速やかに入手することが重要である。</p> <p data-bbox="1086 675 2054 834">○県内においては、未発生期の段階から、感染症発生動向調査による患者発生の動向把握、<small>★9</small>疑似症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスや家きん、豚等におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの実施等により、常時、監視体制をとる。</p> <p data-bbox="1086 1106 2054 1321">○海外で発生した段階以降、国のおこなう、国内における発生の早期発見及び発生状況の把握のためのアウトブレイクサーベイランス及びパンデミックサーベイランス、予防接種の副反応の状況をリアルタイムに把握するための予防接種副反応迅速把握システム、新型インフルエンザ患者の臨床像を迅速に把握し情報提供することを目的とした臨床情報共有システム、新型インフルエンザウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスに協力するなど、サーベイランス体制の強化を図る。</p>	

改定案	現行	備考
<p>○<u>県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者及び入院患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。</u></p> <p>★9</p> <p>○<u>サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、県内における医療提供体制等の確保に活用する。</u></p> <p>○<u>県内で流行するウイルスの亜型や薬剤耐性等に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。</u></p>		

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 488 264">③ 情報提供・共有</p> <div data-bbox="91 304 1059 453" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="107 347 965 376">1) 迅速な対策を実施するため 県民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行う。</p> <p data-bbox="107 384 860 413">2) 県民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制の確保する。</p> </div> <p data-bbox="87 496 1064 639">○県の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。</p> <p data-bbox="87 683 1064 751">○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む。</p> <p data-bbox="87 794 1064 903">○新型インフルエンザ発生前は、継続的な情報提供により、新型インフルエンザの発生の可能性についての注意を喚起し、新型インフルエンザに関する基本的な情報、発生した場合の対策等に関し周知を図る。</p> <p data-bbox="87 946 1064 1090">○新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。</p> <p data-bbox="87 1133 1064 1313">○地域の医療機関や郡市医師会その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のためには、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用することを検討する。市町村等からの情報は、対策の現場の状況だけではなく、現場で必要とされている情報を把握するために用い、更なる情報提供の際の参考とする。</p> <p data-bbox="87 1356 1064 1461">○県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、関係部局においても複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。特に、媒体の中ではテレビ、新聞等のマスメディアの</p>	<p data-bbox="1093 197 1489 264">⑤ 情報提供・共有</p> <div data-bbox="1093 304 2060 453" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1108 347 1877 376">1) 迅速な対策を実施するため 県民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供</p> <p data-bbox="1108 384 1794 413">2) 県民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制の確保</p> </div> <p data-bbox="1108 959 1137 979">★3</p> <p data-bbox="1093 986 2060 1090">○鳥インフルエンザの人への感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。日頃から新型インフルエンザ情報に加え、幅広く鳥インフルエンザや豚インフルエンザに関する情報の収集を図るため、関係者間で情報交換体制を構築する。</p> <p data-bbox="1093 1133 2060 1201">○収集した情報の中から、正確な情報を県民に提供し共有することで、パニックを起こさず、感染防止や適切な行動につなげるため、</p> <ul data-bbox="1108 1209 2060 1461" style="list-style-type: none"> ・未発生前においては健康政策部に、海外発生期以降は危機管理部と健康政策部に広報担当者を置き、情報提供の一元化を図り、庁内及び関係機関との共有を図る。 ・新型インフルエンザの流行状況に応じて、県内外の発生状況・対応状況等について、迅速かつ定期的に、県民や関係機関へ対して情報提供を行う。 ・県民がこれら情報を受け取る媒体や受け取る内容についても千差万別であることが考えられるため、関係部局等においても複数の媒体を設定し、理解しやすい内容での情報提供を行う。 ・市町村においても同様に情報共有の窓口担当者を決定する。 	

改定案	現行	備考
<p>役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）</u> ・<u>個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること</u> <p>などを伝え、<u>未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることが重要である。</u></p> <p style="text-align: center;">★14</p> <p>○<u>情報提供にあたって、健康政策部は、危機管理部、関係部局及び広報担当課と事前に協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。</u></p> <p>○<u>健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報（取材）担当者を置く。</u></p> <p>○<u>海外発生期以降においては、県民からの相談に対応するため、県及び市町村は相談窓口を設置する。</u></p> <p>○<u>広報責任者は広報担当による広報（取材）対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。</u></p> <p>○<u>国内発生期以降においては、危機管理本部に広報班を置き、情報の一元化を図り、情報の共有を行うとともに、広報責任者は、報道機関に対して、広報担当者による正確かつ速やかな情報提供の徹底を図る。</u></p> <p>○<u>コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。</u></p>	<p>○海外発生期以降においては、県民からの相談に対応するため、県及び市町村は相談窓口を設置する。</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 488 268">④ 予防・まん延防止</p> <p data-bbox="91 308 1059 453">新型インフルエンザの流行のピークを遅らせるとともに、受診患者数、入院患者数のピークを抑制し、医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を維持する</p> <p data-bbox="91 499 1059 651">○個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザの病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定する。</p> <p data-bbox="91 699 1059 810">○個人レベルでの対策については、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出を控えたり、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。</p> <p data-bbox="91 858 1059 970">○地域・社会レベルでの対策については、県内未発生期に行う県内発生をできるだけ遅らせるための対策と、県内での患者発生以降に行う県内での感染拡大を抑制するための対策を、一連の流れを持った戦略に基づき実施する。</p> <p data-bbox="91 1018 1059 1090">○海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するとともに、必要に応じて、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力を行う。</p> <p data-bbox="91 1137 1059 1249">○県内未発生期以降は、個人レベルでの手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、次のような対策を実施し、感染拡大をなるべく抑え、流行のピークを遅らせ、流行のピークにおける影響をできるだけ小さくする。</p> <ol data-bbox="152 1265 1059 1449" style="list-style-type: none"> 1) 患者数が少ない段階（県内発生早期）では、患者を、新たに接触者を増やさない環境下で、適切に治療する。（患者対策）^{★5} 2) 濃厚接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを低減する。（接触者対策） 	<p data-bbox="1086 197 1482 268">③ 予防・まん延防止</p> <p data-bbox="1086 308 2054 453">新型インフルエンザの感染拡大期を遅らせるとともに、感染数のピークを抑制するため、以下の対策を実施</p> <p data-bbox="1086 499 2054 571">○新型インフルエンザの予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに医療機能、社会・経済機能を破綻に至らせないために非常に重要である。</p> <p data-bbox="1086 595 2054 810">○対策については、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い鳥インフルエンザや豚インフルエンザが発生している時期から行う必要がある。^{★3}鳥インフルエンザや豚インフルエンザの発生予防策として、渡航者への注意喚起、農場段階での衛生管理等を行うほか、国内で鳥インフルエンザが発生した場合には、県内への進入を予防するための措置を実施し、県内で鳥インフルエンザが発生した場合には、防疫措置等を適切かつ迅速に実施する。</p> <p data-bbox="1086 858 2054 930">○新型インフルエンザの予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染防御方法の実施や可能な限り感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。</p> <p data-bbox="1086 1018 2054 1090">○海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するとともに、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力等を行う。</p> <p data-bbox="1086 1137 2054 1169">○県内で発生した場合には、次のような感染拡大防止対策を実施する。</p> <ol data-bbox="1108 1201 2054 1449" style="list-style-type: none"> ①まず、直ちに患者に対し、入院措置を行い、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。（患者対策）^{★24} ②次に、積極的疫学調査を実施し、患者との接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを阻止する。（接触者対策） 	

改定案	現行	備考
<p>3) 患者数が増加した段階（県内感染期）では、患者については重症者のみ入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。また、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は原則として中止する。</p> <p>4) 学校・保育施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で集団感染が起こった場合、地域流行のきっかけとなる可能性がある。そのため、県内発生早期から、必要な場合には、学校・保育施設の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。（学校・保育施設等の対策）</p> <p>5) さらに、県内発生早期から、必要な場合には、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場における感染予防策や一部の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。（社会対策）</p>	<p style="text-align: center;">★34</p> <p>③また、学校、通所施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性がある。そのため、発生状況に応じて学校、通所施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験等のイベントの延期等を要請する。（学校等の対策）</p> <p>さらに、必要に応じ、外出や集会の自粛要請等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。（社会対策）</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 488 269">⑤ 医療</p> <p data-bbox="91 308 1059 435">健康被害を最小限にとどめるため、効率的・効果的な医療提供体制を事前に計画し、医療提供体制を確保する。</p> <p data-bbox="91 480 1059 584">○地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要であり、協力する医療機関や医療従事者への具体的な支援についての十分な検討や情報収集を行う。</p> <p data-bbox="91 608 1059 735">○^{★17}県は、海外発生期以降に「帰国者・接触者相談センター」（発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）を設置し、その周知を図る。</p> <p data-bbox="91 780 1059 924">○新型インフルエンザに感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外発生期以降は各地域に「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を確保して診療を行う。</p> <p data-bbox="91 948 1059 1075">○^{★18}新型インフルエンザの患者が、「帰国者・接触者外来」以外の医療機関を受診する可能性があることから、これらの医療機関を含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行う。</p> <p data-bbox="91 1099 1059 1187">○^{★18}帰国者・接触者外来等の地域における医療提供体制については、一般的な広報により情報提供を行う。</p> <p data-bbox="91 1232 1059 1335">○県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床等の陰圧病床の利用計画を事前に策定する。</p>	<p data-bbox="1086 197 1482 269">④ 医療</p> <p data-bbox="1086 308 2054 435">新型インフルエンザ患者の発生動向に応じた、効率的・効果的な医療提供体制を事前に計画し、医療提供体制を確保する。</p> <p data-bbox="1086 459 2054 547">○^{★27}国内発生時には、^{★18}新型インフルエンザの可能性のある患者については、^{★27}発熱相談センターや^{★18}発熱外来において、振り分けを行う。</p> <p data-bbox="1086 970 2054 1106">○医療機関内においては、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者に対するマスク・ガウン等の個人防護具の配布や健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。</p> <p data-bbox="1086 1232 2054 1415">○新型インフルエンザ県内発生初期には、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための感染症病床や結核病床等の陰圧病床の利用計画を策定する。また、発生した新型インフルエンザの診断及び治療方法等について周知する。</p>	

改定案	現行	備考
<p>○<u>県内発生早期の段階では、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。</u></p> <p>○<u>医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、<u>ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて</u>抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</u></p> <p>★18 ○<u>帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）でも診療できる体制に切り替える。</u></p> <p>○<u>患者数が大幅に増加した場合には、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、<u>医療提供体制の確保を図る。</u>その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、<u>事前に、その活用計画を策定する。</u>また、在宅療養の支援体制を整備する。</u></p> <p>○<u>医療分野での対策の推進には、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必要であり、<u>県医師会・郡市医師会・各医会等との関係機関ネットワークを構築し、活用する。</u></u></p> <p>★5 ○<u>抗インフルエンザウイルス薬については、<u>県内の</u>流通状況を踏まえ、国、県において備蓄・配分、流通調整を行う。</u></p>	<p>○<u>第三段階のまん延期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。その際、<u>感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、その活用計画を策定しておく。</u>また、在宅療養の支援体制を整備しておく。</u></p> <p>○<u>抗インフルエンザウイルス薬については、<u>抗インフルエンザウイルス薬の</u>流通状況等を踏まえ、国・県において備蓄・配分、流通調整を行う。</u></p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 488 264">⑥ ワクチン</p> <div data-bbox="91 304 1059 451" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="103 347 1048 411">ワクチン接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を維持する。</p> </div> <p data-bbox="85 475 1059 563">○^{★20} ^{★21} 新型コロナウイルス対策のワクチンについては、役割が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。</p> <p data-bbox="103 587 1059 715">★21 《パンデミックワクチン》 新型コロナウイルスの発生後に^{★20}新型コロナウイルスを基に製造されるもので、^{★21}全県民への接種を基本とする。</p> <p data-bbox="103 738 1059 898">★20 《プレパンデミックワクチン》 ★^{★20}新型コロナウイルスが発生する前の段階で、^{★21}鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。^{★20}パンデミックワクチンが供給されるまでの間は、県民の生命を守り、最低限の生活を維持する観点から、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、必要に応じて接種を行う。</p> <p data-bbox="91 922 1059 1010">★20 ^{★21} ○^{★20}プレパンデミックワクチン及び^{★21}パンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう^{★20}接種体制を構築する。</p> <p data-bbox="91 1058 1059 1161">○^{★20}ワクチンの位置付けや、^{★21}ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種体制といった基本的な情報について積極的な情報提供を行い、^{★20}県民の理解促進を図る。</p>	<p data-bbox="1086 197 1485 264">③ 予防・まん延防止</p> <p data-bbox="1086 499 2060 563">○^{★26} 新型コロナウイルスによる健康被害を最小限にとどめ、社会・経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要である</p> <p data-bbox="1115 643 2060 834">★26 ・^{★26}パンデミックワクチンについては、^{★26}新型コロナウイルスの発生後、直ちに、^{★26}全国民分の製造が開始されるが、^{★26}全国民にパンデミックワクチンを供給できるようになるまでには一定の時間を要することから、^{★26}それまでの間は、^{★26}県民の生命を守り、^{★26}最低限の生活を維持する観点から、^{★26}医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、^{★26}必要に応じ、^{★26}プレパンデミックワクチンの接種を行う。</p> <p data-bbox="1115 946 2060 1010">・^{★26}プレパンデミックワクチン及び^{★26}パンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう、^{★26}国によって明らかになる、^{★26}接種の対象者や順位、^{★26}接種体制等を周知する。</p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="91 197 488 264">⑦ 社会・経済機能の維持</p> <div data-bbox="91 325 1059 459" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="103 363 1048 427">新型インフルエンザ発生時に、最低限の県民生活を維持するため、各行政機関や各関係機関、各事業者において事前に十分準備を行う。</p> </div> <p data-bbox="91 504 1059 531">○新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行は8週間程度続くと言われている。</p> <p data-bbox="91 576 1059 679">○この場合、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することすらできなくなるおそれがある。</p> <p data-bbox="91 724 1059 791">○新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の県民生活を維持するため、県や市町村、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。</p> <p data-bbox="91 836 1059 943">○具体的には、新型インフルエンザの発生前は、新型インフルエンザ発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備える。</p> <p data-bbox="91 987 1059 1129">○新型インフルエンザ発生時は、職場における感染予防策を実施し感染拡大の抑制に努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持する。特に、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。</p> <p data-bbox="91 1174 1059 1241">○県や市町村においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。 ★8</p>	<p data-bbox="1086 197 1482 264">⑥ 社会・経済機能の維持</p> <div data-bbox="1086 325 2054 459" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1097 363 2042 427">感染が拡大した場合に、最低限の県民生活を維持するため、公共のサービスの中断や物資の不足により社会・経済機能を破綻させまいよう、以下の対策を実施</p> </div> <p data-bbox="1086 504 2054 531">○新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続く予想されている。</p> <p data-bbox="1086 576 2054 679">○この場合、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することすらできなくなるおそれがある。</p> <p data-bbox="1086 724 2054 791">○新型インフルエンザ発生時に、最低限の県民生活を維持するため、社会・経済機能を破綻させまいよう、県や市町村、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。</p> <p data-bbox="1086 836 2054 943"> ★30 ・具体的には、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効である。 </p> <p data-bbox="1086 1174 2054 1241"> ★29 ・県や市町村においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。 </p>	

改定案	現行	備考
<p data-bbox="450 520 696 549"><各段階における対策></p>		

改定案	現行	備考																						
<p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザが発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルス(★1)が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 <p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。 <p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2)新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 <p>1)3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。</p> <p>実施体制</p> <p>【体制整備及び国・市町村との連携強化】</p> <table border="1" data-bbox="100 949 1059 1407"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○県における取組体制を整備・強化するために、知事を本部長とする「推進本部」を設置し、<u>初動対応体制の確立</u>や発生時に備えた業務継続計画の策定を進めるとともに、<u>これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。</u></td> <td>危機管理部 農業振興部 健康政策部 ★16 全部局等</td> </tr> <tr> <td>○市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、<u>平素からの情報交換、連携体制の確認</u>、訓練を実施する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○市町村における行動計画、業務継続計画等の策定、<u>新型インフルエンザ対策に携わる職員等の養成</u>を支援する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○県における取組体制を整備・強化するために、知事を本部長とする「推進本部」を設置し、 <u>初動対応体制の確立</u> や発生時に備えた業務継続計画の策定を進めるとともに、 <u>これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。</u>	危機管理部 農業振興部 健康政策部 ★16 全部局等	○市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、 <u>平素からの情報交換、連携体制の確認</u> 、訓練を実施する。	★15 関係部局等	○市町村における行動計画、業務継続計画等の策定、 <u>新型インフルエンザ対策に携わる職員等の養成</u> を支援する。	危機管理部 健康政策部	○自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。	危機管理部 健康政策部	<p>前段階 未発生期</p> <p>～新型インフルエンザが発生していない状態～</p> <p>主たる対応項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国や海外の情報を注視する。 <p>実施体制と情報収集</p> <p>【体制の整備】</p> <table border="1" data-bbox="1102 949 2056 1369"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>新型インフルエンザ対策と高病原性鳥インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため</u>、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置し、全庁一体となった取組みを行う。</td> <td>危機管理部 農業振興部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・行動計画を踏まえて、発生時に備えた業務継続計画を策定する。</td> <td>全部局等</td> </tr> <tr> <td>・市町村における<u>地域の実情に応じた行動計画の策定</u>を支援する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・市町村等と連携し、<u>新型インフルエンザの発生に備え</u>、訓練を実施する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・自衛隊、警察本部、消防機関、海上保安部との連携を進める。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・ <u>新型インフルエンザ対策と高病原性鳥インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため</u> 、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置し、全庁一体となった取組みを行う。	危機管理部 農業振興部 関係部局等	・行動計画を踏まえて、発生時に備えた業務継続計画を策定する。	全部局等	・市町村における <u>地域の実情に応じた行動計画の策定</u> を支援する。	危機管理部 健康政策部	・市町村等と連携し、 <u>新型インフルエンザの発生に備え</u> 、訓練を実施する。	関係部局等	・自衛隊、警察本部、消防機関、海上保安部との連携を進める。	危機管理部 健康政策部	
対応項目	所管																							
○県における取組体制を整備・強化するために、知事を本部長とする「推進本部」を設置し、 <u>初動対応体制の確立</u> や発生時に備えた業務継続計画の策定を進めるとともに、 <u>これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。</u>	危機管理部 農業振興部 健康政策部 ★16 全部局等																							
○市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、 <u>平素からの情報交換、連携体制の確認</u> 、訓練を実施する。	★15 関係部局等																							
○市町村における行動計画、業務継続計画等の策定、 <u>新型インフルエンザ対策に携わる職員等の養成</u> を支援する。	危機管理部 健康政策部																							
○自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。	危機管理部 健康政策部																							
対応項目	所管																							
・ <u>新型インフルエンザ対策と高病原性鳥インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため</u> 、知事を本部長とする「高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部」を設置し、全庁一体となった取組みを行う。	危機管理部 農業振興部 関係部局等																							
・行動計画を踏まえて、発生時に備えた業務継続計画を策定する。	全部局等																							
・市町村における <u>地域の実情に応じた行動計画の策定</u> を支援する。	危機管理部 健康政策部																							
・市町村等と連携し、 <u>新型インフルエンザの発生に備え</u> 、訓練を実施する。	関係部局等																							
・自衛隊、警察本部、消防機関、海上保安部との連携を進める。	危機管理部 健康政策部																							

改定案	現行	備考																		
<p style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○<u>新型インフルエンザの対策等</u>に関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部 文化生活部 農業振興部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○ <u>新型インフルエンザの対策等</u> に関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)	健康政策部 文化生活部 農業振興部	<p>【情報収集】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部 文化生活部 農業振興部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) 	健康政策部 文化生活部 農業振興部													
対 応 項 目	所 管																			
○ <u>新型インフルエンザの対策等</u> に関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)	健康政策部 文化生活部 農業振興部																			
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) 	健康政策部 文化生活部 農業振興部																			
<p>【インフルエンザに関する<u>平時</u>のサーベイランス】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○人で毎年冬期に流行する<u>通常の</u>インフルエンザについて、指定届出機関(48の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、<u>県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の12の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">教育委員会 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○人で毎年冬期に流行する <u>通常の</u> インフルエンザについて、指定届出機関(48の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、 <u>県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の12の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</u>	健康政策部	○ <u>インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</u>	健康政策部	○ <u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</u>	教育委員会 健康政策部	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">サーベイランス ★5</p> <p>【<u>季節性インフルエンザに対するサーベイランス</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人で毎年冬季に流行する<u>季節性インフルエンザについて、48 定点医療機関(指定届出機関)における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、12 定点医療機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・<u>全国の14 大都市でインフルエンザ流行期に実施されるインフルエンザ関連死亡者数の結果を注視する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・<u>国が実施するインフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスの結果を注視する。</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">★5</p> <p>【<u>新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関について、国の基準に基づき県の選定機関のリストを作成し登録を実施する。</u> </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・人で毎年冬季に流行する <u>季節性インフルエンザについて、48 定点医療機関(指定届出機関)における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、12 定点医療機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。</u>	健康政策部	・ <u>全国の14 大都市でインフルエンザ流行期に実施されるインフルエンザ関連死亡者数の結果を注視する。</u>	健康政策部	・ <u>国が実施するインフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスの結果を注視する。</u>	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関について、国の基準に基づき県の選定機関のリストを作成し登録を実施する。</u> 	健康政策部	
対 応 項 目	所 管																			
○人で毎年冬期に流行する <u>通常の</u> インフルエンザについて、指定届出機関(48の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、 <u>県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の12の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</u>	健康政策部																			
○ <u>インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</u>	健康政策部																			
○ <u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</u>	教育委員会 健康政策部																			
対 応 項 目	所 管																			
・人で毎年冬季に流行する <u>季節性インフルエンザについて、48 定点医療機関(指定届出機関)における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、12 定点医療機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。</u>	健康政策部																			
・ <u>全国の14 大都市でインフルエンザ流行期に実施されるインフルエンザ関連死亡者数の結果を注視する。</u>	健康政策部																			
・ <u>国が実施するインフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスの結果を注視する。</u>	健康政策部																			
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型インフルエンザ発生時から開始するアウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システムの対象医療機関について、国の基準に基づき県の選定機関のリストを作成し登録を実施する。</u> 	健康政策部																			

改定案	現行	備考																		
<div data-bbox="91 209 770 268" style="background-color: #808080; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">情報提供・共有</div> <p data-bbox="91 284 286 309">【継続的な情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="103 316 1059 576"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 316 862 360">対応項目</th> <th data-bbox="862 316 1059 360">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 360 862 488"> <p data-bbox="118 371 846 445">○<u>新型コロナウイルスに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</u></p> </td> <td data-bbox="862 360 1059 488"> <p data-bbox="902 392 1019 466">健康政策部 関係部局</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 488 862 576"> <p data-bbox="118 499 846 572">○<u>手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。</u></p> </td> <td data-bbox="862 488 1059 576"> <p data-bbox="902 520 1019 545">健康政策部</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 632 201 657">【体制整備】</p> <table border="1" data-bbox="103 663 1059 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 663 862 708">対応項目</th> <th data-bbox="862 663 1059 708">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 708 862 1390"> <p data-bbox="118 719 611 745">○<u>コミュニケーションの体制整備として以下を行う。</u></p> <p data-bbox="118 756 855 936"> <u>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 948 855 1048">➤ <u>健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。</u> <li data-bbox="152 1059 855 1123">➤ <u>常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1134 855 1235">➤ <u>国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1246 855 1310">➤ <u>インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</u> <li data-bbox="152 1321 855 1385">➤ <u>新型インフルエンザ発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。</u> </td> <td data-bbox="862 708 1059 1390"> <p data-bbox="902 995 1019 1107">危機管理部 健康政策部 関係部局</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p data-bbox="118 371 846 445">○<u>新型コロナウイルスに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</u></p>	<p data-bbox="902 392 1019 466">健康政策部 関係部局</p>	<p data-bbox="118 499 846 572">○<u>手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。</u></p>	<p data-bbox="902 520 1019 545">健康政策部</p>	対応項目	所管	<p data-bbox="118 719 611 745">○<u>コミュニケーションの体制整備として以下を行う。</u></p> <p data-bbox="118 756 855 936"> <u>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 948 855 1048">➤ <u>健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。</u> <li data-bbox="152 1059 855 1123">➤ <u>常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1134 855 1235">➤ <u>国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1246 855 1310">➤ <u>インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</u> <li data-bbox="152 1321 855 1385">➤ <u>新型インフルエンザ発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。</u> 	<p data-bbox="902 995 1019 1107">危機管理部 健康政策部 関係部局</p>	<div data-bbox="1106 204 1413 240" style="background-color: #4169E1; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">情報提供・共有</div> <p data-bbox="1099 639 1321 665">【情報提供体制の構築】</p> <table border="1" data-bbox="1106 671 2063 975"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 671 1865 716">対応項目</th> <th data-bbox="1865 671 2063 716">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 716 1865 799"> <p data-bbox="1122 727 1845 791">・<u>国と電子メールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。</u></p> </td> <td data-bbox="1865 716 2063 799"> <p data-bbox="1906 727 2022 753">健康政策部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 799 1865 882"> <p data-bbox="1122 810 1845 874">・<u>新型インフルエンザの発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当者を置く。</u></p> </td> <td data-bbox="1865 799 2063 882"> <p data-bbox="1906 810 2022 836">健康政策部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 882 1865 975"> <p data-bbox="1122 893 1845 957">・<u>県ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。</u></p> </td> <td data-bbox="1865 882 2063 975"> <p data-bbox="1906 893 2022 919">関係部局等</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p data-bbox="1122 727 1845 791">・<u>国と電子メールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。</u></p>	<p data-bbox="1906 727 2022 753">健康政策部</p>	<p data-bbox="1122 810 1845 874">・<u>新型インフルエンザの発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当者を置く。</u></p>	<p data-bbox="1906 810 2022 836">健康政策部</p>	<p data-bbox="1122 893 1845 957">・<u>県ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。</u></p>	<p data-bbox="1906 893 2022 919">関係部局等</p>	
対応項目	所管																			
<p data-bbox="118 371 846 445">○<u>新型コロナウイルスに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</u></p>	<p data-bbox="902 392 1019 466">健康政策部 関係部局</p>																			
<p data-bbox="118 499 846 572">○<u>手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。</u></p>	<p data-bbox="902 520 1019 545">健康政策部</p>																			
対応項目	所管																			
<p data-bbox="118 719 611 745">○<u>コミュニケーションの体制整備として以下を行う。</u></p> <p data-bbox="118 756 855 936"> <u>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 948 855 1048">➤ <u>健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。</u> <li data-bbox="152 1059 855 1123">➤ <u>常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1134 855 1235">➤ <u>国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。</u> <li data-bbox="152 1246 855 1310">➤ <u>インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</u> <li data-bbox="152 1321 855 1385">➤ <u>新型インフルエンザ発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。</u> 	<p data-bbox="902 995 1019 1107">危機管理部 健康政策部 関係部局</p>																			
対応項目	所管																			
<p data-bbox="1122 727 1845 791">・<u>国と電子メールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムを構築する。</u></p>	<p data-bbox="1906 727 2022 753">健康政策部</p>																			
<p data-bbox="1122 810 1845 874">・<u>新型インフルエンザの発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当者を置く。</u></p>	<p data-bbox="1906 810 2022 836">健康政策部</p>																			
<p data-bbox="1122 893 1845 957">・<u>県ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。</u></p>	<p data-bbox="1906 893 2022 919">関係部局等</p>																			

改定案	現行	備考																						
<p style="text-align: center;">予防・まん延防止</p> <p>【対策実施のための準備】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 40%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《個人レベルでの対策の普及》 新〇手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>《地域・社会レベルでの対策の周知》 新〇新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>《衛生資器材等の供給体制の整備》 新〇衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>《水際対策》 新〇検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。</td> <td>健康政策部 土木部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	《個人レベルでの対策の普及》 新〇手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。	健康政策部	《地域・社会レベルでの対策の周知》 新〇新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。	健康政策部	《衛生資器材等の供給体制の整備》 新〇衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部	《水際対策》 新〇検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。	健康政策部 土木部	<p style="text-align: center;">予防・まん延防止</p> <p>【在外邦人への情報提供】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 40%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底する。</td> <td>文化生活部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*3</p> <p>【人への鳥インフルエンザの感染防止策】 (県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【新型インフルエンザ発生への備え】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>・新型インフルエンザの発生に備えた検討や、事前準備を行うための情報提供を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・県内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底する。	文化生活部 教育委員会	・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。	健康政策部	・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。	健康政策部	・新型インフルエンザの発生に備えた検討や、事前準備を行うための情報提供を行う。	健康政策部	
対 応 項 目	所 管																							
《個人レベルでの対策の普及》 新〇手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。	健康政策部																							
《地域・社会レベルでの対策の周知》 新〇新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。	健康政策部																							
《衛生資器材等の供給体制の整備》 新〇衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部																							
《水際対策》 新〇検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。	健康政策部 土木部																							
対 応 項 目	所 管																							
・県内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底する。	文化生活部 教育委員会																							
・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。	健康政策部																							
・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																							
・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。	健康政策部																							
・新型インフルエンザの発生に備えた検討や、事前準備を行うための情報提供を行う。	健康政策部																							
<p style="text-align: center;">医療</p> <p>【地域医療体制の整備】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 40%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇福祉保健所は、地域医師会、地域薬剤師会、<u>地域の中核的医療機関</u>を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>〇帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、<u>感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備</u>を進める。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>新〇一般医療機関に対して、<u>個人防護具の準備などの院内感染対策等</u>を進めるよう要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	〇福祉保健所は、地域医師会、地域薬剤師会、 <u>地域の中核的医療機関</u> を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部	〇帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、 <u>感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備</u> を進める。	健康政策部	新〇一般医療機関に対して、 <u>個人防護具の準備などの院内感染対策等</u> を進めるよう要請する。	健康政策部	<p style="text-align: center;">医療</p> <p>【地域医療体制の整備】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 40%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2次医療圏ごとに、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、<u>国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に</u>じた医療体制の整備を推進する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・<u>発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等)</u>の整備を進める。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・2次医療圏ごとに、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、 <u>国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に</u> じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部	・ <u>発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等)</u> の整備を進める。	健康政策部									
対 応 項 目	所 管																							
〇福祉保健所は、地域医師会、地域薬剤師会、 <u>地域の中核的医療機関</u> を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部																							
〇帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、 <u>感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備</u> を進める。	健康政策部																							
新〇一般医療機関に対して、 <u>個人防護具の準備などの院内感染対策等</u> を進めるよう要請する。	健康政策部																							
対 応 項 目	所 管																							
・2次医療圏ごとに、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、 <u>国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に</u> じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部																							
・ <u>発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等)</u> の整備を進める。	健康政策部																							

改定案		現行	備考																																										
【県内感染期に備えた医療の確保】		【まん延期の医療の確保】 () 副担当																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、<u>その作成を支援する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>県内</u>の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる<u>体制を整備する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td><u>断</u>○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)を把握する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>県内</u>の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を<u>継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする</u>医療機関の設定を検討する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部</td> </tr> <tr> <td>○<u>県内感染期</u>においても救急機能を維持するための方策についての検討を進める。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u></td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、 <u>その作成を支援する。</u>	健康政策部	○ <u>県内</u> の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる <u>体制を整備する。</u>	健康政策部	<u>断</u> ○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)を把握する。	健康政策部	○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	健康政策部	○ <u>県内</u> の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を <u>継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする</u> 医療機関の設定を検討する。	健康政策部	○社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	健康政策部 地域福祉部	○ <u>県内感染期</u> においても救急機能を維持するための方策についての検討を進める。また、 <u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u>	危機管理部 健康政策部	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、次の点について、検討整備する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 </td> <td>(地域福祉部)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> </td> <td>(危機管理部)</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【研修等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修<u>や訓練</u>を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> 【ガイドラインの策定、研修等】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【医療資器材の整備】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> 【医療資器材の整備】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、次の点について、検討整備する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 </td> <td>(地域福祉部)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> </td> <td>(危機管理部)</td> </tr> </tbody> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 	(地域福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> 	(危機管理部)		【研修等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修<u>や訓練</u>を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修 <u>や訓練</u> を行う。	健康政策部	【ガイドラインの策定、研修等】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 	健康政策部		【医療資器材の整備】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部	【医療資器材の整備】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 	健康政策部	
対応項目	所管																																												
○全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、 <u>その作成を支援する。</u>	健康政策部																																												
○ <u>県内</u> の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる <u>体制を整備する。</u>	健康政策部																																												
<u>断</u> ○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)を把握する。	健康政策部																																												
○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	健康政策部																																												
○ <u>県内</u> の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を <u>継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする</u> 医療機関の設定を検討する。	健康政策部																																												
○社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	健康政策部 地域福祉部																																												
○ <u>県内感染期</u> においても救急機能を維持するための方策についての検討を進める。また、 <u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u>	危機管理部 健康政策部																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、次の点について、検討整備する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 </td> <td>(地域福祉部)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> </td> <td>(危機管理部)</td> </tr> </tbody> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 	(地域福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> 	(危機管理部)																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、<u>医療機関における使用可能な病床数を試算すること。</u> ・<u>地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れること。</u> ・入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。 ・<u>地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関の設定を検討すること。</u> 	健康政策部																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。 	(地域福祉部)																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、<u>最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</u> 	(危機管理部)																																												
【研修等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修<u>や訓練</u>を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修 <u>や訓練</u> を行う。	健康政策部	【ガイドラインの策定、研修等】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 	健康政策部																																				
対応項目	所管																																												
○市町村等と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修 <u>や訓練</u> を行う。	健康政策部																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。 	健康政策部																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と協力し、医療関係者等に対し県内発生を想定した研修を行う。 	健康政策部																																												
【医療資器材の整備】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部	【医療資器材の整備】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 	健康政策部																																						
対応項目	所管																																												
○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。 	健康政策部																																												

改定案		現行		備考																																																																	
○感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行ったうえ、十分な量を確保する。	健康政策部	・感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。	健康政策部																																																																		
【検査体制の整備】		【検査体制の整備】																																																																			
対応項目	所管	対応項目	所管																																																																		
○衛生研究所において新型インフルエンザのPCR検査を実施する体制を整備する。	健康政策部	・衛生研究所において新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する体制を整備する。	健康政策部																																																																		
【医療機関等への情報提供体制の整備】		抗インフルエンザウイルス薬																																																																			
対応項目	所管	【備蓄】																																																																			
新○ <u>新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。</u>	健康政策部	対応項目	所管																																																																		
		・諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量及び備蓄時期を以下のとおりとし、国と県等をあわせて、国の目標量である県民の45%に相当する量を備蓄する。	健康政策部																																																																		
【抗インフルエンザ薬の備蓄】		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)</th> <th>152,400人分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">県備蓄量</th> <th>152,400人分</th> </tr> <tr> <th></th> <th>タミフル</th> <th>リレンザ</th> <th>計(人分)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○他都道府県における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">＜平成23年〇月〇日現在の備蓄量＞</td> </tr> <tr> <td>・国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)</td> <td>152,400人分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リン酸オセルタミビル (商品名: タミフル)</td> <td>144,300人分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ザナミビル水和物 (商品名: リレンザ)</td> <td>8,100人分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・県備蓄量</td> <td>152,400人分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18年度</td> <td>29,370</td> <td>0</td> <td>29,370</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>36,630</td> <td>0</td> <td>36,630</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>72,430</td> <td>13,970</td> <td>86,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>138,430</td> <td>13,970</td> <td>152,400</td> <td>県備蓄分</td> </tr> </tbody> </table>		国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)				152,400人分	県備蓄量				152,400人分		タミフル	リレンザ	計(人分)		○他都道府県における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。					＜平成23年〇月〇日現在の備蓄量＞					・国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)	152,400人分				リン酸オセルタミビル (商品名: タミフル)	144,300人分				ザナミビル水和物 (商品名: リレンザ)	8,100人分				・県備蓄量	152,400人分				H18年度	29,370	0	29,370		H19年度	36,630	0	36,630		H21年度	72,430	13,970	86,400		計	138,430	13,970	152,400	県備蓄分	
国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)				152,400人分																																																																	
県備蓄量				152,400人分																																																																	
	タミフル	リレンザ	計(人分)																																																																		
○他都道府県における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。																																																																					
＜平成23年〇月〇日現在の備蓄量＞																																																																					
・国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)	152,400人分																																																																				
リン酸オセルタミビル (商品名: タミフル)	144,300人分																																																																				
ザナミビル水和物 (商品名: リレンザ)	8,100人分																																																																				
・県備蓄量	152,400人分																																																																				
H18年度	29,370	0	29,370																																																																		
H19年度	36,630	0	36,630																																																																		
H21年度	72,430	13,970	86,400																																																																		
計	138,430	13,970	152,400	県備蓄分																																																																	
○他都道府県における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。	健康政策部	・国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)	152,400人分																																																																		
＜平成23年〇月〇日現在の備蓄量＞		リン酸オセルタミビル (商品名: タミフル)	144,300人分																																																																		
・国備蓄量 (平成20年度に備蓄完了)	152,400人分	ザナミビル水和物 (商品名: リレンザ)	8,100人分																																																																		
・県備蓄量	152,400人分	・県備蓄量	152,400人分																																																																		
H18年度	29,370	0	29,370																																																																		
H19年度	36,630	0	36,630																																																																		
H21年度	72,430	13,970	86,400	(予定)																																																																	
計	138,430	13,970	152,400	県備蓄分																																																																	
※県人口は平成22年将来推計人口(771千人)より積算		※県人口は平成22年将来推計人口(771千人)より積算																																																																			
※一般流通備蓄(約42,000人分)等を含ませ、県民の45%を達成。		※一般流通備蓄等を含ませ、県民の45%を達成(予定)																																																																			
新○国が検討する、新たな抗インフルエンザウイルス薬も含めた備蓄割合を基本として、県内の備蓄割合を検討する。	健康政策部																																																																				

改定案	現行	備考										
<p>【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 236 860 284">対応項目</th> <th data-bbox="860 236 1061 284">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 284 860 411">○抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。</td> <td data-bbox="860 284 1061 411">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部	<p>【流通体制の整備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1102 236 1868 411">対応項目</th> <th data-bbox="1868 236 2063 411">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1102 236 1868 411">・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関（企業内診療施設を含む。）や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。</td> <td data-bbox="1868 236 2063 411">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関（企業内診療施設を含む。）や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部			
対応項目	所管											
○抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部											
対応項目	所管											
・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関（企業内診療施設を含む。）や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部											
<p>ワクチン</p> <p>【情報収集とワクチン確保・供給体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 584 860 632">対応項目</th> <th data-bbox="860 584 1061 632">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 632 860 759"> <p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチン接種に関する情報を収集する。</p> </td> <td data-bbox="860 632 1061 759">健康対策課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 759 860 847"> <p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。</p> </td> <td data-bbox="860 759 1061 847">健康対策課</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチン接種に関する情報を収集する。</p>	健康対策課	<p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。</p>	健康対策課	<p>ワクチン</p> <p>【備蓄】 (プレパンデミックワクチン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1102 568 1868 616">対応項目</th> <th data-bbox="1868 568 2063 616">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1102 616 1868 1005"> <p>・パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、国が備蓄している、プレパンデミックワクチンの接種が検討されており、その接種についての情報を収集する。 (参考：プレパンデミックワクチンの備蓄状況)</p> <p>平成18年度 原簿約1,000万人分備蓄（ベトナム株/インドネシア株） 平成19年度 原簿約1,000万人分備蓄（中国・安徽株） 平成20年度 原簿約1,000万人分備蓄予定（中国・青海株）</p> </td> <td data-bbox="1868 616 2063 1005">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p>・パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、国が備蓄している、プレパンデミックワクチンの接種が検討されており、その接種についての情報を収集する。 (参考：プレパンデミックワクチンの備蓄状況)</p> <p>平成18年度 原簿約1,000万人分備蓄（ベトナム株/インドネシア株） 平成19年度 原簿約1,000万人分備蓄（中国・安徽株） 平成20年度 原簿約1,000万人分備蓄予定（中国・青海株）</p>	健康政策部	
対応項目	所管											
<p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチン接種に関する情報を収集する。</p>	健康対策課											
<p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。</p>	健康対策課											
対応項目	所管											
<p>・パンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、国が備蓄している、プレパンデミックワクチンの接種が検討されており、その接種についての情報を収集する。 (参考：プレパンデミックワクチンの備蓄状況)</p> <p>平成18年度 原簿約1,000万人分備蓄（ベトナム株/インドネシア株） 平成19年度 原簿約1,000万人分備蓄（中国・安徽株） 平成20年度 原簿約1,000万人分備蓄予定（中国・青海株）</p>	健康政策部											
<p>【接種体制の構築】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 935 860 983">対応項目</th> <th data-bbox="860 935 1061 983">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 983 860 1053">○国の方針に基づき、市町村や関係団体等と協力して、速やかにプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンを接種できる体制を構築する。</td> <td data-bbox="860 983 1061 1053">健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○国の方針に基づき、市町村や関係団体等と協力して、速やかにプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンを接種できる体制を構築する。	健康政策部 関係部局等								
対応項目	所管											
○国の方針に基づき、市町村や関係団体等と協力して、速やかにプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンを接種できる体制を構築する。	健康政策部 関係部局等											
<p>【情報提供】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1158 860 1206">対応項目</th> <th data-bbox="860 1158 1061 1206">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1206 860 1326">○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。</td> <td data-bbox="860 1206 1061 1326">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。	健康政策部	<p>【ワクチンの接種体制の構築】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1102 1086 1868 1166">対応項目</th> <th data-bbox="1868 1086 2063 1166">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1102 1086 1868 1166">・国の指示に基づき、市町村等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。</td> <td data-bbox="1868 1086 2063 1166">健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1166 1868 1254">・ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国が明らかにした接種の対象者や順位を市町村や業界団体に周知する。</td> <td data-bbox="1868 1166 2063 1254">健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国の指示に基づき、市町村等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	健康政策部 関係部局等	・ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国が明らかにした接種の対象者や順位を市町村や業界団体に周知する。	健康政策部 関係部局等	
対応項目	所管											
○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。	健康政策部											
対応項目	所管											
・国の指示に基づき、市町村等と協力して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	健康政策部 関係部局等											
・ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国が明らかにした接種の対象者や順位を市町村や業界団体に周知する。	健康政策部 関係部局等											

改定案	現行	備考																																										
<div data-bbox="91 204 770 268" style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">社会・経済機能の維持</div> <p>【事業継続計画の策定促進】</p> <table border="1" data-bbox="103 323 1059 710"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を、感染症対策所管部署と連携して支援する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。</td> <td>全部局等</td> </tr> <tr> <td>○市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【物資供給の要請】</p> <table border="1" data-bbox="103 790 1059 954"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新〇国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【社会的弱者への生活支援】</p> <table border="1" data-bbox="103 1034 1059 1241"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村に対し、地域感染期における高齢者、障害者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。</td> <td>地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【火葬能力等の把握】</p> <table border="1" data-bbox="103 1321 1059 1444"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備するよう要請する</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染 予防 策、重要業務の継続や 一部の業務 縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等	○社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を、感染症対策所管部署と連携して支援する。	★15 関係部局等	○必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。	全部局等	○市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	新 〇国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。	関係部局等	対応項目	所管	○市町村に対し、 地域感染期 における高齢者、障害者等の 社会的弱者 への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。	地域福祉部	対応項目	所管	○ 市町村と連携し 、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、 火葬体制を整備するよう要請する	健康政策部	<div data-bbox="1106 204 2056 240" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">社会・経済機能の維持</div> <p>★30 【事業継続計画の策定促進】</p> <table border="1" data-bbox="1099 323 2056 587"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を感染症対策所管部局と連携して支援する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>★29 【業務継続計画の策定等】</p> <table border="1" data-bbox="1099 671 2056 890"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県では、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。</td> <td>★29 全部局等</td> </tr> <tr> <td>・市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 ★31 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【社会的弱者への生活支援】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1059 2056 1233"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市町村に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを検討するよう要請する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【火葬能力等の把握】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1321 2056 1406"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や 不要不急の業務 の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等	・社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を感染症対策所管部局と連携して支援する。	★15 関係部局等	対応項目	所管	・県では、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。	★29 全部局等	・市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 ★31 関係部局等	対応項目	所管	・市町村に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを検討するよう要請する。	健康政策部 地域福祉部	対応項目	所管	・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。	健康政策部	
対応項目	所管																																											
○事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染 予防 策、重要業務の継続や 一部の業務 縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等																																											
○社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を、感染症対策所管部署と連携して支援する。	★15 関係部局等																																											
○必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。	全部局等																																											
○市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																																											
対応項目	所管																																											
新 〇国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。	関係部局等																																											
対応項目	所管																																											
○市町村に対し、 地域感染期 における高齢者、障害者等の 社会的弱者 への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。	地域福祉部																																											
対応項目	所管																																											
○ 市町村と連携し 、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、 火葬体制を整備するよう要請する	健康政策部																																											
対応項目	所管																																											
・事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や 不要不急の業務 の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等																																											
・社会機能の維持に関わる事業者による事業継続計画の策定を感染症対策所管部局と連携して支援する。	★15 関係部局等																																											
対応項目	所管																																											
・県では、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。	★29 全部局等																																											
・市町村に対し、業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 ★31 関係部局等																																											
対応項目	所管																																											
・市町村に対し、第三段階のまん延期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを検討するよう要請する。	健康政策部 地域福祉部																																											
対応項目	所管																																											
・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。	健康政策部																																											

改定案	現行	備考												
<p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザが発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ウイルスの県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。 <p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生したウイルスの病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 海外での発生状況、ウイルスの特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。 5) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、社会機能維持のための準備、プレパデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 <p>実施体制</p> <p>【体制強化】</p> <table border="1" data-bbox="100 1150 1059 1409"> <thead> <tr> <th>対 応 項 目</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、必要に応じて、推進本部会議を開催し、国の動向等、情報の共有を行うとともに、国が示す基本的対処方針に基づき、今後対応すべき対策を確認する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○国等から提供される情報等を庁内で情報共有する必要がある場合、推進本部会議を開催する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、 必要に応じて、推進本部会議を開催し、 国の動向等、情報の共有を行う とともに、国が示す基本的対処方針に基づき、 今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部	○国等から提供される情報等を庁内で情報共有する必要がある場合、 推進本部 会議を開催する。	危機管理部 健康政策部	<p>第一段階 海外発生期 ～海外で新型インフルエンザが発生した状態～</p> <p>主たる対応項目 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>実施体制と情報収集</p> <p>【体制】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1126 2056 1369"> <thead> <tr> <th>対 応 項 目</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、国の動向に注意し、情報の共有を行い、今後対応すべき対策を再確認する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・国から提供される情報等関連する情報を収集し、庁内で情報共有する必要がある場合、臨時会議を開催するなど情報共有を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、国の動向に 注意し、情報の共有を行い、 今後対応すべき対策を再確認する。	危機管理部 健康政策部	・国から提供される情報等関連する情報を収集し、庁内で情報共有する必要がある場合、 臨時会議を開催するなど情報共有を行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	
対 応 項 目	所 管													
○海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、 必要に応じて、推進本部会議を開催し、 国の動向等、情報の共有を行う とともに、国が示す基本的対処方針に基づき、 今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部													
○国等から提供される情報等を庁内で情報共有する必要がある場合、 推進本部 会議を開催する。	危機管理部 健康政策部													
対 応 項 目	所 管													
・海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、国の動向に 注意し、情報の共有を行い、 今後対応すべき対策を再確認する。	危機管理部 健康政策部													
・国から提供される情報等関連する情報を収集し、庁内で情報共有する必要がある場合、 臨時会議を開催するなど情報共有を行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等													

改定案	現行	備考																										
<p>サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国から提供される情報の収集を強化する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【四国4県の連携】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○四国4県での情報共有体制を構築する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県内サーベイランスの強化等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○引き続き、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 新：県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。 新：感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</td> <td>健康政策部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○国から提供される情報の収集を強化する。	関係部局等	対応項目	所管	○四国4県での情報共有体制を構築する。	関係部局等	対応項目	所管	○引き続き、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 新 ：県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。 新 ：感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会	<p>【情報収集】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・各国の発生状況等について国から提供される情報の収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について参照。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他県との連携】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・四国4県での情報共有体制を構築する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>サーベイランス <small>★5</small></p> <p>【疑い症例調査支援システムによるサーベイランス等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、症候群サーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【新型インフルエンザの国内発生に備えたサーベイランス】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、アウトブレイクサーベイランスを開始する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予防接種副反応迅速把握システム】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	・各国の発生状況等について国から提供される情報の収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について参照。	関係部局等	・四国4県での情報共有体制を構築する。	危機管理部 健康政策部	対応項目	所管	・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、症候群サーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部	・感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、アウトブレイクサーベイランスを開始する。	健康政策部	・症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。	健康政策部	・プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。	健康政策部	
対応項目	所管																											
○国から提供される情報の収集を強化する。	関係部局等																											
対応項目	所管																											
○四国4県での情報共有体制を構築する。	関係部局等																											
対応項目	所管																											
○引き続き、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 新 ：県内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。 新 ：感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会																											
・各国の発生状況等について国から提供される情報の収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について参照。	関係部局等																											
・四国4県での情報共有体制を構築する。	危機管理部 健康政策部																											
対応項目	所管																											
・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、症候群サーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部																											
・感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、アウトブレイクサーベイランスを開始する。	健康政策部																											
・症候群情報の集積により患者の発生を早期に探知するため、パンデミックサーベイランスを開始する。	健康政策部																											
・プレパンデミックワクチンの予防接種が開始された段階において、予防接種の副反応についてリアルタイムに把握するため、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。	健康政策部																											
<p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。</td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。	★15 関係部局等	○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 関係部局等	<p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県民や市町村、事業所等に対し、最新かつ正確な情報の提供を行う。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・メディア等に対し、適宜、広報担当者から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・県民や市町村、事業所等に対し、最新かつ正確な情報の提供を行う。	関係部局等	・メディア等に対し、適宜、広報担当者から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	関係部局等													
対応項目	所管																											
○県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ・新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。	★15 関係部局等																											
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 関係部局等																											
対応項目	所管																											
・県民や市町村、事業所等に対し、最新かつ正確な情報の提供を行う。	関係部局等																											
・メディア等に対し、適宜、広報担当者から、海外の発生・対応状況について情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																											
・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	関係部局等																											

改定案	現行	備考																		
<p>【相談体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 236 860 277">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 236 1061 277">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 277 860 365">○必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。</td> <td data-bbox="860 277 1061 365">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 365 860 406">○必要に応じて、市町村に対し、相談窓口を設置するよう要請する。</td> <td data-bbox="860 365 1061 406">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 406 860 448">○国の設置するコールセンターを県民に周知する。</td> <td data-bbox="860 406 1061 448">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 448 860 536">○新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課及び市町村にて、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="860 448 1061 536">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 536 860 667">○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。</td> <td data-bbox="860 536 1061 667">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	健康政策部	○必要に応じて、市町村に対し、相談窓口を設置するよう要請する。	健康政策部	○国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部	○新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課及び市町村にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等	○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	★15 関係部局等	<p>【相談窓口の設置】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 236 1877 309">・新型インフルエンザに関する相談に対応するために、保健所等に発熱相談センターを設置し、県民からの相談に対して適切な情報提供を実施する。</td> <td data-bbox="1877 236 2063 309">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 309 1877 383">・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="1877 309 2063 383">関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 383 1877 424">・県民からの相談に応じるため、国に設置されたコールセンターを周知する。</td> <td data-bbox="1877 383 2063 424">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	・新型インフルエンザに関する相談に対応するために、保健所等に発熱相談センターを設置し、県民からの相談に対して適切な情報提供を実施する。	健康政策部	・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	関係部局等	・県民からの相談に応じるため、国に設置されたコールセンターを周知する。	健康政策部	
対 応 項 目	所 管																			
○必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。	健康政策部																			
○必要に応じて、市町村に対し、相談窓口を設置するよう要請する。	健康政策部																			
○国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部																			
○新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課及び市町村にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等																			
○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	★15 関係部局等																			
・新型インフルエンザに関する相談に対応するために、保健所等に発熱相談センターを設置し、県民からの相談に対して適切な情報提供を実施する。	健康政策部																			
・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	関係部局等																			
・県民からの相談に応じるため、国に設置されたコールセンターを周知する。	健康政策部																			
<p>【情報共有】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 746 860 788">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 746 1061 788">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 788 860 861">新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を行う。</td> <td data-bbox="860 788 1061 861">関係部局</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を行う。	関係部局	<p>予防・まん延防止</p>															
対 応 項 目	所 管																			
新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を行う。	関係部局																			
<p>予防・まん延防止</p>																				
<p>【国内での感染拡大防止策の準備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 1034 860 1075">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 1034 1061 1075">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 1075 860 1149">新○患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。</td> <td data-bbox="860 1075 1061 1149">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 1149 860 1190">新○検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</td> <td data-bbox="860 1149 1061 1190">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	新○患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。	健康政策部	新○検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。	健康政策部	<p>予防・まん延防止</p>													
対 応 項 目	所 管																			
新○患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。	健康政策部																			
新○検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。	健康政策部																			
<p>【感染症危険情報の発出等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 1281 860 1323">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 1281 1061 1323">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 1323 860 1441">○新型インフルエンザの発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。</td> <td data-bbox="860 1323 1061 1441">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○新型インフルエンザの発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。	★15 関係部局等	<p>【感染症危険情報の発出等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1230 1877 1272">対 応 項 目</th> <th data-bbox="1877 1230 2063 1272">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1272 1877 1345">・新型インフルエンザの発生が疑われる又は確認された場合には、国から発出される感染症危険情報について情報提供を行う。</td> <td data-bbox="1877 1272 2063 1345">関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1345 1877 1418">・事業者に対し、国から発出される海外での発生状況等について情報提供を行う。</td> <td data-bbox="1877 1345 2063 1418">関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・新型インフルエンザの発生が疑われる又は確認された場合には、国から発出される感染症危険情報について情報提供を行う。	関係部局等	・事業者に対し、国から発出される海外での発生状況等について情報提供を行う。	関係部局等									
対 応 項 目	所 管																			
○新型インフルエンザの発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザの発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。	★15 関係部局等																			
対 応 項 目	所 管																			
・新型インフルエンザの発生が疑われる又は確認された場合には、国から発出される感染症危険情報について情報提供を行う。	関係部局等																			
・事業者に対し、国から発出される海外での発生状況等について情報提供を行う。	関係部局等																			

改定案		現行		備考																
【水際対策】		【水際対策】 (検疫体制の強化)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <検疫の強化> ○国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。 ・貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれに留意しつつ、<u>国と対応を検討する。</u> </td> <td>健康政策部 土木部</td> </tr> <tr> <td><u>○検疫の強化に伴い、検疫所が実施する措置について必要に応じて協力する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td> <密入国者対策> ○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。 </td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<検疫の強化> ○国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。 ・貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれに留意しつつ、 <u>国と対応を検討する。</u>	健康政策部 土木部	<u>○検疫の強化に伴い、検疫所が実施する措置について必要に応じて協力する。</u>	健康政策部	○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	<密入国者対策> ○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。	警察本部	○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。	警察本部	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの、発生国から来航する航空機・船舶についての情報を収集する。 貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、<u>国において対応を検討される。</u> </td> <td>健康政策部 土木部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検疫所が、発生国からの入国者（第三国経由で入国する者を含む）に対し、質問票の配付及び診察等により、<u>新型インフルエンザに感染している可能性に応じた振り分けを行い、次の措置を行ため、県等は必要に応じて協力する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ★23 有症者については、<u>検疫所においてPCR検査を実施し、感染症指定医療機関に入院措置を行う。</u> ★19 濃厚接触者については、<u>停留施設等において検疫所長が定める期間内の停留を行う。</u> 同乗者及び発生国からの入国者については、<u>健康監視を実施する。</u> </td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。 </td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの、発生国から来航する航空機・船舶についての情報を収集する。 貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、<u>国において対応を検討される。</u> 	健康政策部 土木部	<ul style="list-style-type: none"> 検疫所が、発生国からの入国者（第三国経由で入国する者を含む）に対し、質問票の配付及び診察等により、<u>新型インフルエンザに感染している可能性に応じた振り分けを行い、次の措置を行ため、県等は必要に応じて協力する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ★23 有症者については、<u>検疫所においてPCR検査を実施し、感染症指定医療機関に入院措置を行う。</u> ★19 濃厚接触者については、<u>停留施設等において検疫所長が定める期間内の停留を行う。</u> 同乗者及び発生国からの入国者については、<u>健康監視を実施する。</u> 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。 	警察本部	
対応項目	所管																			
<検疫の強化> ○国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。 ・貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれに留意しつつ、 <u>国と対応を検討する。</u>	健康政策部 土木部																			
<u>○検疫の強化に伴い、検疫所が実施する措置について必要に応じて協力する。</u>	健康政策部																			
○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																			
<密入国者対策> ○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。	警察本部																			
○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。	警察本部																			
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの、発生国から来航する航空機・船舶についての情報を収集する。 貨物船については、検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、<u>国において対応を検討される。</u> 	健康政策部 土木部																			
<ul style="list-style-type: none"> 検疫所が、発生国からの入国者（第三国経由で入国する者を含む）に対し、質問票の配付及び診察等により、<u>新型インフルエンザに感染している可能性に応じた振り分けを行い、次の措置を行ため、県等は必要に応じて協力する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ★23 有症者については、<u>検疫所においてPCR検査を実施し、感染症指定医療機関に入院措置を行う。</u> ★19 濃厚接触者については、<u>停留施設等において検疫所長が定める期間内の停留を行う。</u> 同乗者及び発生国からの入国者については、<u>健康監視を実施する。</u> 	健康政策部																			
<ul style="list-style-type: none"> 検疫体制の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。 	警察本部																			
医療		医療																		
【新型インフルエンザの症例定義】		【密入国者対策】																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、関係機関との連携体制を構築しておく。 </td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。 </td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、関係機関との連携体制を構築しておく。 	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。 	警察本部											
対応項目	所管																			
○国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部																			
<ul style="list-style-type: none"> 発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、関係機関との連携体制を構築しておく。 	警察本部																			
<ul style="list-style-type: none"> 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。 	警察本部																			
【医療体制の整備】		【新型インフルエンザの症例定義】																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>新○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患している危険性が高い患者については、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を設置する。</u> </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<u>新○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患している危険性が高い患者については、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を設置する。</u>	健康政策部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。 </td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。 	健康政策部											
対応項目	所管																			
<u>新○発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザに罹患している危険性が高い患者については、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を設置する。</u>	健康政策部																			
対応項目	所管																			
<ul style="list-style-type: none"> 国が示す新型インフルエンザの症例定義について、随時、関係機関に周知する。 	健康政策部																			

改定案	現行	備考																														
<div data-bbox="91 204 741 268" style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">ワクチン</div> <p>【接種体制】</p> <table border="1" data-bbox="103 316 1059 885"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○国の<u>定めた</u>医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の<u>具体的な範囲及び接種順位に従い、集団的な接種を行うことを基本として、</u>本人の同意を得て接種を行う。</p> </td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td> <p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○<u>全県民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、国の要請により、関係機関と協力して具体的な接種体制の準備を進める。</u></p> </td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず<u>パンデミックワクチンを、</u>医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。</td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○<u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に対し求める。</u></td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="103 959 1059 1077"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○<u>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング】</p> <table border="1" data-bbox="103 1150 1059 1305"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○プレパンデミックワクチン及び<u>パンデミックワクチン</u>接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○国の<u>定めた</u>医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の<u>具体的な範囲及び接種順位に従い、集団的な接種を行うことを基本として、</u>本人の同意を得て接種を行う。</p>	健康政策部 関係部局等	<p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○<u>全県民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、国の要請により、関係機関と協力して具体的な接種体制の準備を進める。</u></p>	健康政策部 関係部局等	○プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず <u>パンデミックワクチンを、</u> 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。	健康政策部 関係部局等	○ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に対し求める。</u>	健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	○ <u>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</u>	健康政策部	対応項目	所管	○プレパンデミックワクチン及び <u>パンデミックワクチン</u> 接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。	健康政策部	<div data-bbox="1099 204 1350 244" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">ワクチン</div> <p>【接種方針】 (プレパンデミックワクチン)</p> <table border="1" data-bbox="1099 316 2056 432"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国の指示により、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(パンデミックワクチン)</p> <table border="1" data-bbox="1099 467 2056 655"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・<u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、接種が開始される。接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種を行う。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1182 2056 1257"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国の指示により、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。	健康政策部	対応項目	所管	・ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、接種が開始される。接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種を行う。</u>	健康政策部	対応項目	所管	・プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。	健康政策部	
対応項目	所管																															
<p>＜プレパンデミックワクチン＞</p> <p>○国の<u>定めた</u>医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の<u>具体的な範囲及び接種順位に従い、集団的な接種を行うことを基本として、</u>本人の同意を得て接種を行う。</p>	健康政策部 関係部局等																															
<p>＜パンデミックワクチン＞</p> <p>○<u>全県民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、国の要請により、関係機関と協力して具体的な接種体制の準備を進める。</u></p>	健康政策部 関係部局等																															
○プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず <u>パンデミックワクチンを、</u> 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。	健康政策部 関係部局等																															
○ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始するよう市町村に対し求める。</u>	健康政策部 関係部局等																															
対応項目	所管																															
○ <u>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</u>	健康政策部																															
対応項目	所管																															
○プレパンデミックワクチン及び <u>パンデミックワクチン</u> 接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。	健康政策部																															
対応項目	所管																															
・国の指示により、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。	健康政策部																															
対応項目	所管																															
・ <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、接種が開始される。接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まず医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行的に接種を行う。</u>	健康政策部																															
対応項目	所管																															
・プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、国が行う接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。	健康政策部																															

改定案	現行	備考																		
<div data-bbox="91 199 741 268" style="background-color: #4b4b9b; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">社会・経済機能の維持</div> <p>【事業者の対応】</p> <table border="1" data-bbox="103 316 1059 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 316 860 355">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 316 1059 355">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 355 860 467">○事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。</td> <td data-bbox="860 355 1059 467">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 467 860 544">新○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。</td> <td data-bbox="860 467 1059 544">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <table border="1" data-bbox="103 619 1059 774"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 619 860 659">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 619 1059 659">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 659 860 774">○市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。</td> <td data-bbox="860 659 1059 774">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等	新○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等	対 応 項 目	所 管	○市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部	<div data-bbox="1099 199 2056 247" style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">社会・経済機能の維持</div> <p>【事業者の対応】</p> <table border="1" data-bbox="1099 331 2056 464"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 331 1879 371">対 応 項 目</th> <th data-bbox="1879 331 2056 371">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 371 1879 464">・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、注意喚起する。</td> <td data-bbox="1879 371 2056 464">関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【遺体の火葬・安置】</p> <table border="1" data-bbox="1099 635 2056 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 635 1879 675">対 応 項 目</th> <th data-bbox="1879 635 2056 675">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 675 1879 762">・市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。</td> <td data-bbox="1879 675 2056 762">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、注意喚起する。	関係部局等	対 応 項 目	所 管	・市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部	
対 応 項 目	所 管																			
○事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等																			
新○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。	★15 関係部局等																			
対 応 項 目	所 管																			
○市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部																			
対 応 項 目	所 管																			
・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、注意喚起する。	関係部局等																			
対 応 項 目	所 管																			
・市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部																			

改定案	現行	備考
<p>県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)</p> <p>〈県内未発生期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で、新型コロナウイルスの患者が発生していない状態。 <p>〈県内発生早期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型コロナウイルス患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 <p>〈国内発生早期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルスの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 <p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積極的な感染拡大防止策(患者の入院勧告、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・集会等の自粛等)をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関に提供する。 4) 新型コロナウイルス患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) パンデミックワクチンの接種を早急にできるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。 	<p>第二段階① 国内発生早期 ～国内で新型コロナウイルスが発生した状態～</p> <p>主たる対応項目 県内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>〔 県内発生に備えた体制の整備 ・ 県内発生の早期把握 〕</p> <p>第二段階② 県内発生早期 ～県内で新型コロナウイルスが発生した状態～</p> <p>主たる対応項目 県内での感染拡大をできる限り抑える。</p>	

改定案	現行	備考																																								
<p>実施体制</p> <p>【実施体制】</p> <table border="1" data-bbox="103 292 1059 517"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改○政府対策本部が、国内発生早期を宣言した場合は、速やかに、「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて本部会議を開催し、協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <table border="1" data-bbox="103 699 1059 815"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【四国4県の連携】</p> <table border="1" data-bbox="103 890 1059 970"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○四国4県での情報共有体制を継続する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【サーベイランス】</p> <table border="1" data-bbox="103 1045 1059 1238"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。</td> <td>健康政策部 教育委員会</td> </tr> <tr> <td>断○国が発する国内の発生状況等を注視し、必要な対策を実施する。</td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	改○政府対策本部が、国内発生早期を宣言した場合は、速やかに、「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部	対応項目	所管	○国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。	★15 関係部局等	対応項目	所管	○四国4県での情報共有体制を継続する。	関係部局等	対応項目	所管	断○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。	健康政策部 教育委員会	断○国が発する国内の発生状況等を注視し、必要な対策を実施する。	健康政策部 関係部局等	<p>実施体制と情報収集</p> <p>【実施体制】高知県新型インフルエンザ危機管理本部は自動設置する</p> <table border="1" data-bbox="1099 280 2056 571"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国内において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに、知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」を設置し、同本部会議において、国が発する新型インフルエンザの毒性の強さや感染力等の情報と国の対応を踏まえ、県内発生を見据えた県の対応方針について協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて同本部会議を開催し、協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 県外の発生状況等をリアルタイムで収集し、発生状況を迅速に情報提供するとともに、必要な対策を実施する。</p> <p>【情報収集】</p> <table border="1" data-bbox="1099 895 2056 970"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国の示す、詳細な国内での発生状況や対策等について情報収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について注意する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他県との連携】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1045 2056 1125"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・四国4県での情報共有体制を継続する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>サーベイランス</p> <table border="1" data-bbox="1099 1238 2056 1461"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国内において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに、知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」を設置し、同本部会議において、国が発する新型インフルエンザの毒性の強さや感染力等の情報と国の対応を踏まえ、県内発生を見据えた県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	・対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて同本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	・国の示す、詳細な国内での発生状況や対策等について情報収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について注意する。	関係部局等	対応項目	所管	・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部	対応項目	所管	・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。	健康政策部	・新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。	健康政策部	
対応項目	所管																																									
改○政府対策本部が、国内発生早期を宣言した場合は、速やかに、「危機管理本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																																									
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
○国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。	★15 関係部局等																																									
対応項目	所管																																									
○四国4県での情報共有体制を継続する。	関係部局等																																									
対応項目	所管																																									
断○海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。	健康政策部 教育委員会																																									
断○国が発する国内の発生状況等を注視し、必要な対策を実施する。	健康政策部 関係部局等																																									
対応項目	所管																																									
・国内において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに、知事を本部長とする「高知県新型インフルエンザ危機管理本部」を設置し、同本部会議において、国が発する新型インフルエンザの毒性の強さや感染力等の情報と国の対応を踏まえ、県内発生を見据えた県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																																									
・対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて同本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																																									
対応項目	所管																																									
・国の示す、詳細な国内での発生状況や対策等について情報収集を強化し、随時更新される関係省庁のホームページの内容等について注意する。	関係部局等																																									
対応項目	所管																																									
・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを継続する。	健康政策部																																									
・新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。	健康政策部																																									

改定案	現行	備考																																												
<p data-bbox="107 212 255 240">情報提供・共有</p> <p data-bbox="85 284 201 309">【情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="103 312 1059 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 312 860 352">対応項目</th> <th data-bbox="860 312 1059 352">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 352 860 467">○県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。</td> <td data-bbox="860 352 1059 467">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 467 860 582">新○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。</td> <td data-bbox="860 467 1059 582">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 582 860 655">新○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。</td> <td data-bbox="860 582 1059 655">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 655 860 809">新○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。</td> <td data-bbox="860 655 1059 809">健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 809 860 887">○市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。</td> <td data-bbox="860 809 1059 887">危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 930 201 956">【情報共有】</p> <table border="1" data-bbox="103 959 1059 1112"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 959 860 999">対応項目</th> <th data-bbox="860 959 1059 999">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 999 860 1112">新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</td> <td data-bbox="860 999 1059 1112">健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 1160 201 1185">【相談体制】</p> <table border="1" data-bbox="103 1189 1059 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1189 860 1228">対応項目</th> <th data-bbox="860 1189 1059 1228">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1228 860 1268">○相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="860 1228 1059 1268">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1268 860 1308">○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。</td> <td data-bbox="860 1268 1059 1308">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1308 860 1382">○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="860 1308 1059 1382">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1382 860 1457">○市町村に対し、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を要請する。</td> <td data-bbox="860 1382 1059 1457">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★15 関係部局等	新○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。	健康政策部	新○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	★15 関係部局等	新○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 関係部局等	○市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	対応項目	所管	新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。	健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	○相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。	健康政策部	○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部	○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等	○市町村に対し、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を要請する。	健康政策部	<p data-bbox="1111 212 1258 240">情報提供・共有</p> <p data-bbox="1099 272 1216 298">【情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="1099 301 2056 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 301 1879 341">対応項目</th> <th data-bbox="1879 301 2056 341">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 341 1879 456">・国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容を踏まえ、県民や事業所等への注意喚起を行う。また、ホームページの内容について随時更新する。</td> <td data-bbox="1879 341 2056 456">健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 456 1879 528">・メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。</td> <td data-bbox="1879 456 2056 528">危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1099 711 2056 911"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 711 1879 809">・市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容などについて、情報提供を行う。</td> <td data-bbox="1879 711 2056 809">危機管理部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 809 1879 911">・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。</td> <td data-bbox="1879 809 2056 911">★31 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1099 1064 1279 1090">【相談窓口の設置】</p> <table border="1" data-bbox="1099 1093 2056 1415"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1093 1879 1158">・引き続き相談窓口を設置し、県民からの相談に応じ適切な情報を提供する。</td> <td data-bbox="1879 1093 2056 1158">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1158 1879 1256">・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課に相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="1879 1158 2056 1256">★31 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1256 1879 1353">・市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討するよう要請する。</td> <td data-bbox="1879 1256 2056 1353">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1353 1879 1415">・厚生労働省に設置されたコールセンターについて周知する。</td> <td data-bbox="1879 1353 2056 1415">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容を踏まえ、県民や事業所等への注意喚起を行う。また、ホームページの内容について随時更新する。	健康政策部 関係部局等	・メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	・市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容などについて、情報提供を行う。	危機管理部	・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	★31 関係部局等	・引き続き相談窓口を設置し、県民からの相談に応じ適切な情報を提供する。	健康政策部	・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課に相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	★31 関係部局等	・市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討するよう要請する。	健康政策部	・厚生労働省に設置されたコールセンターについて周知する。	健康政策部	
対応項目	所管																																													
○県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★15 関係部局等																																													
新○個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。	健康政策部																																													
新○学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	★15 関係部局等																																													
新○県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 関係部局等																																													
○市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																																													
対応項目	所管																																													
新○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。	健康政策部 関係部局等																																													
対応項目	所管																																													
○相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。	健康政策部																																													
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部																																													
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等																																													
○市町村に対し、生活相談等広範な内容にも対応できるよう相談窓口の充実・強化を要請する。	健康政策部																																													
対応項目	所管																																													
・国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容を踏まえ、県民や事業所等への注意喚起を行う。また、ホームページの内容について随時更新する。	健康政策部 関係部局等																																													
・メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																																													
・市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や対策の内容などについて、情報提供を行う。	危機管理部																																													
・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	★31 関係部局等																																													
・引き続き相談窓口を設置し、県民からの相談に応じ適切な情報を提供する。	健康政策部																																													
・新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課に相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	★31 関係部局等																																													
・市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討するよう要請する。	健康政策部																																													
・厚生労働省に設置されたコールセンターについて周知する。	健康政策部																																													

改定案	現行	備考																																													
<p style="text-align: center;">予防・まん延防止</p> <p>【県内での感染拡大防止策】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対応項目</th> <th style="width: 40%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○<u>県内発生早期で、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>県内未発生期及び県内発生早期においては、県全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、必要な場合には発生地域の住民や業界団体をはじめ関係者に対して次の要請を行う。</u></td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 集会主催者、<u>興行</u>施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 事業所に対し、<u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨</u>を要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 事業者に対し、<u>職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務</u>の縮小を要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ <u>必要に応じ</u>、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>➢ 市町村や在宅療養支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者の状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○ <u>県内発生早期で、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。</u>	健康政策部	○ <u>医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u>	健康政策部	○ <u>関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</u>	健康政策部	○ <u>県内未発生期及び県内発生早期においては、県全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、必要な場合には発生地域の住民や業界団体をはじめ関係者に対して次の要請を行う。</u>	★15 関係部局等	➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。	➢ 集会主催者、 <u>興行</u> 施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。	➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。	➢ 事業所に対し、 <u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨</u> を要請する。	➢ 事業者に対し、 <u>職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務</u> の縮小を要請する。	➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。	➢ <u>必要に応じ</u> 、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。	➢ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。	➢ 市町村や在宅療養支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者の状況に応じた支援措置を行うよう要請する。	<p style="text-align: center;">予防・まん延防止</p> <p>【県内での感染拡大防止】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対応項目</th> <th style="width: 40%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・有症状者に対して、発熱相談センターに連絡後、発熱外来を受診するよう周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・<u>県内発生時において必要に応じて実施する、県主催の集会、集客施設等の活動の自粛などの感染拡大防止措置について確認を行う。</u></td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、市町村、学校、事業者等に対し、県内発生時において、必要に応じ県が要請する、次の感染拡大防止措置への対応準備の確認について周知する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会</td> </tr> <tr> <td>・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 事業所に対し、<u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨</u>を要請する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 事業者に対し、<u>不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。</u></td> <td>関係部局</td> </tr> <tr> <td>・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。</td> <td>健康政策部 理事(交通運輸政策担当)</td> </tr> <tr> <td>・ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</td> <td>地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・有症状者に対して、発熱相談センターに連絡後、発熱外来を受診するよう周知する。	健康政策部	・ <u>県内発生時において必要に応じて実施する、県主催の集会、集客施設等の活動の自粛などの感染拡大防止措置について確認を行う。</u>	関係部局等	・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等	・ 市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。	関係部局等	・ 集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等	・ 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。	健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会	・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等	・ 事業所に対し、 <u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨</u> を要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等	・ 事業者に対し、 <u>不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。</u>	関係部局	・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。	健康政策部 理事(交通運輸政策担当)	・ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。	関係部局等	・ 市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。	地域福祉部	
対応項目	所管																																														
○ <u>県内発生早期で、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。</u>	健康政策部																																														
○ <u>医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</u>	健康政策部																																														
○ <u>関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</u>	健康政策部																																														
○ <u>県内未発生期及び県内発生早期においては、県全体で積極的な感染拡大防止策をとることが重要であり、必要な場合には発生地域の住民や業界団体をはじめ関係者に対して次の要請を行う。</u>	★15 関係部局等																																														
➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。																																															
➢ 集会主催者、 <u>興行</u> 施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。																																															
➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。																																															
➢ 事業所に対し、 <u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨</u> を要請する。																																															
➢ 事業者に対し、 <u>職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務</u> の縮小を要請する。																																															
➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。																																															
➢ <u>必要に応じ</u> 、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。																																															
➢ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。																																															
➢ 市町村や在宅療養支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者の状況に応じた支援措置を行うよう要請する。																																															
対応項目	所管																																														
・有症状者に対して、発熱相談センターに連絡後、発熱外来を受診するよう周知する。	健康政策部																																														
・ <u>県内発生時において必要に応じて実施する、県主催の集会、集客施設等の活動の自粛などの感染拡大防止措置について確認を行う。</u>	関係部局等																																														
・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等																																														
・ 市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。	関係部局等																																														
・ 集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等																																														
・ 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。	健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会																																														
・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等																																														
・ 事業所に対し、 <u>新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨</u> を要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等																																														
・ 事業者に対し、 <u>不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。</u>	関係部局																																														
・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。	健康政策部 理事(交通運輸政策担当)																																														
・ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。	関係部局等																																														
・ 市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。	地域福祉部																																														

改定案	現行	備考																																								
<p data-bbox="91 209 741 276">医療</p> <p data-bbox="91 284 264 309">【医療体制の整備】</p> <table border="1" data-bbox="103 312 1059 467"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 312 860 352">対応項目</th> <th data-bbox="860 312 1059 352">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 352 860 467">○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。</td> <td data-bbox="860 352 1059 467">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 507 264 533">【患者への対応等】</p> <table border="1" data-bbox="103 536 1059 957"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 536 860 576">対応項目</th> <th data-bbox="860 536 1059 576">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 576 860 651">○新型コロナウイルスと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。</td> <td data-bbox="860 576 1059 651">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 651 860 805">○必要に応じて、衛生研究所において、新型コロナウイルスのPCR検査を行う。全ての新型コロナウイルス患者のPCR検査による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。</td> <td data-bbox="860 651 1059 805">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 805 860 957">○医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</td> <td data-bbox="860 805 1059 957">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 997 353 1023">【医療機関等への情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="103 1026 1059 1149"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1026 860 1066">対応項目</th> <th data-bbox="860 1026 1059 1066">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1066 860 1149">○引き続き、新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</td> <td data-bbox="860 1066 1059 1149">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 1189 369 1214">【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <table border="1" data-bbox="103 1217 1059 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1217 860 1257">対応項目</th> <th data-bbox="860 1217 1059 1257">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1257 860 1332">○県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。</td> <td data-bbox="860 1257 1059 1332">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1332 860 1377">○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</td> <td data-bbox="860 1332 1059 1377">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。	健康政策部	対応項目	所管	○新型コロナウイルスと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。	健康政策部	○必要に応じて、衛生研究所において、新型コロナウイルスのPCR検査を行う。全ての新型コロナウイルス患者のPCR検査による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。	健康政策部	○医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。	健康政策部	対応項目	所管	○引き続き、新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部	対応項目	所管	○県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部	○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部	<p data-bbox="1106 204 1346 240">医療</p> <p data-bbox="1106 248 1279 274">【発熱外来の整備】</p> <table border="1" data-bbox="1106 277 2056 392"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 277 1883 319">対応項目</th> <th data-bbox="1883 277 2056 319">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 319 1883 392">・新型コロナウイルスの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を設置する。</td> <td data-bbox="1883 319 2056 392">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1106 400 1480 426">【新型コロナウイルスに係る症例定義】</p> <table border="1" data-bbox="1106 429 2056 504"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 429 1883 504">・国が示す新型コロナウイルスの症例定義について、随時、関係機関に周知する。</td> <td data-bbox="1883 429 2056 504">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1106 587 1368 612">【患者及び接触者への対応】</p> <table border="1" data-bbox="1106 616 2056 995"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 616 1883 805">・新型コロナウイルスの患者は、原則として、発熱外来協力医療機関で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型コロナウイルスが疑われる場合には発熱外来協力医療機関の受診を指示するよう、周知する。</td> <td data-bbox="1883 616 2056 805">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 805 1883 922">・発熱外来協力医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルスの患者と判断された場合には、直ちに福祉保健所等に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。</td> <td data-bbox="1883 805 2056 922">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 922 1883 995">・検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。また、必要に応じて、検体を国立感染症研究所へ搬送する。</td> <td data-bbox="1883 922 2056 995">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1106 1166 1144 1192">★24</p> <p data-bbox="1106 1192 1420 1217">【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <table border="1" data-bbox="1106 1220 2056 1412"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1220 1883 1295">・第三段階のまん延期の状況を予測し、全医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。</td> <td data-bbox="1883 1220 2056 1295">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1295 1883 1370">・保健所は患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</td> <td data-bbox="1883 1295 2056 1370">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 1370 1883 1412">・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</td> <td data-bbox="1883 1370 2056 1412">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・新型コロナウイルスの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を設置する。	健康政策部	・国が示す新型コロナウイルスの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部	・新型コロナウイルスの患者は、原則として、発熱外来協力医療機関で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型コロナウイルスが疑われる場合には発熱外来協力医療機関の受診を指示するよう、周知する。	健康政策部	・発熱外来協力医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルスの患者と判断された場合には、直ちに福祉保健所等に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。	健康政策部	・検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。また、必要に応じて、検体を国立感染症研究所へ搬送する。	健康政策部	・第三段階のまん延期の状況を予測し、全医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部	・保健所は患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	健康政策部	・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部	
対応項目	所管																																									
○発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。	健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
○新型コロナウイルスと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。	健康政策部																																									
○必要に応じて、衛生研究所において、新型コロナウイルスのPCR検査を行う。全ての新型コロナウイルス患者のPCR検査による確定診断は、県内における患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。	健康政策部																																									
○医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。	健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
○引き続き、新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
○県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部																																									
○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部																																									
対応項目	所管																																									
・新型コロナウイルスの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を設置する。	健康政策部																																									
・国が示す新型コロナウイルスの症例定義について、随時、関係機関に周知する。	健康政策部																																									
・新型コロナウイルスの患者は、原則として、発熱外来協力医療機関で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型コロナウイルスが疑われる場合には発熱外来協力医療機関の受診を指示するよう、周知する。	健康政策部																																									
・発熱外来協力医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型コロナウイルスの患者と判断された場合には、直ちに福祉保健所等に連絡するよう要請する。当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。	健康政策部																																									
・検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。また、必要に応じて、検体を国立感染症研究所へ搬送する。	健康政策部																																									
・第三段階のまん延期の状況を予測し、全医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	健康政策部																																									
・保健所は患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	健康政策部																																									
・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部																																									

改定案	現行	備考										
<p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 236 860 279">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 236 1059 279">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 279 860 354">○医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td data-bbox="860 279 1059 354">警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	<p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 236 1883 316">・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td data-bbox="1883 236 2065 316">警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部					
対 応 項 目	所 管											
○医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部											
・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部											
<p>ワクチン</p> <p>・<u>海外発生期の記載を参照。</u></p> <p>社会・経済機能の維持</p>	<p>ワクチン</p> <p>【<u>プレパンデミックワクチン</u>】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 475 1883 518">対 応 項 目</th> <th data-bbox="1883 475 2065 518">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 518 1883 614">・<u>プレパンデミックワクチンを医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。</u></td> <td data-bbox="1883 518 2065 614">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>パンデミックワクチン</u>】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 654 1883 821">・<u>パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得てパンデミックワクチンの先行接種を行う。</u></td> <td data-bbox="1883 654 2065 821">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>モニタリング</u>】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 869 1883 949">・<u>接種開始に伴い、国が行うプレパンデミックワクチンの接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。</u></td> <td data-bbox="1883 869 2065 949">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・ <u>プレパンデミックワクチンを医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。</u>	健康政策部	・ <u>パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得てパンデミックワクチンの先行接種を行う。</u>	健康政策部	・ <u>接種開始に伴い、国が行うプレパンデミックワクチンの接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。</u>	健康政策部			
対 応 項 目	所 管											
・ <u>プレパンデミックワクチンを医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。</u>	健康政策部											
・ <u>パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得てパンデミックワクチンの先行接種を行う。</u>	健康政策部											
・ <u>接種開始に伴い、国が行うプレパンデミックワクチンの接種実施モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。</u>	健康政策部											
<p>【<u>事業者の対応等</u>】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 718 860 761">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 718 1059 761">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 761 860 841">○<u>事業者に対し、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。</u></td> <td data-bbox="860 761 1059 841">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="105 841 860 912">○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。</td> <td data-bbox="860 841 1059 912">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○ <u>事業者に対し、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。</u>	★15 関係部局等	○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。	★15 関係部局等	<p>社会・経済機能の維持</p> <p>【<u>事業者の対応</u>】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1085 1883 1128">対 応 項 目</th> <th data-bbox="1883 1085 2065 1128">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1128 1883 1216">・<u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みの準備を行うよう要請する。</u></td> <td data-bbox="1883 1128 2065 1216">関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みの準備を行うよう要請する。</u>	関係部局等	
対 応 項 目	所 管											
○ <u>事業者に対し、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。</u>	★15 関係部局等											
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。	★15 関係部局等											
対 応 項 目	所 管											
・ <u>社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みの準備を行うよう要請する。</u>	関係部局等											
<p>【<u>物資供給の要請等</u>】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 1005 860 1048">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 1005 1059 1048">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 1048 860 1152">○<u>新型コロナウイルスのまん延に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。</u></td> <td data-bbox="860 1048 1059 1152">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○ <u>新型コロナウイルスのまん延に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。</u>	★15 関係部局等	<p>【<u>犯罪の予防・取締り</u>】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1260 1883 1380">・<u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u></td> <td data-bbox="1883 1260 2065 1380">警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	・ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u>	警察本部					
対 応 項 目	所 管											
○ <u>新型コロナウイルスのまん延に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。</u>	★15 関係部局等											
・ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u>	警察本部											
<p>【<u>犯罪の予防・取締り</u>】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="105 1244 860 1287">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 1244 1059 1287">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="105 1287 860 1407">○<u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u></td> <td data-bbox="860 1287 1059 1407">警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u>	警察本部								
対 応 項 目	所 管											
○ <u>混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</u>	警察本部											

改定案	現行	備考
<p>県内(国内)感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。 <p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大防止策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の県民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、<small>★21</small>パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、<small>★21</small>パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの県民に接種する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 	<p>第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期</p> <p>～国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態～</p> <p>＜感染拡大期＞ 県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態</p> <p>＜まん延期＞ 県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</p> <p>＜回復期＞ 県において、ピークを越えたと判断できる状態</p> <p>主たる対応項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。 	

改定案	現行	備考																						
<div data-bbox="91 220 741 288" style="background-color: #4a5568; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">実施体制</div> <p>【実施体制】</p> <table border="1" data-bbox="103 331 1059 794"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。</td> <td>危機管理部 全部局等</td> </tr> <tr> <td>○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対応方針を決定した場合は、速やかに、危機管理本部会議を開催し、国の「基本的対応方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○国の基本的対応方針が示される前に本県が感染期になった場合は、新型コロナウイルスの毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、危機管理本部会議において対応方針を協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。</td> <td>危機管理部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等	○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対応方針を決定した場合は、速やかに、危機管理本部会議を開催し、国の「基本的対応方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	○国の基本的対応方針が示される前に本県が感染期になった場合は、新型コロナウイルスの毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、危機管理本部会議において対応方針を協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部	<div data-bbox="1099 204 1379 244" style="background-color: #4a5568; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">実施体制と情報収集</div> <table border="1" data-bbox="1099 280 2056 659"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県が感染拡大期に入った場合、感染のピークを超えた場合は、県民に対して周知する。</td> <td>危機管理部 全部局等</td> </tr> <tr> <td>・新型コロナウイルスの毒性の強さや感染力等について国等が発する情報と国の対応を踏まえながら、必要に応じて、それぞれの段階に応じた対策の対応方針を高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・国の発する新型コロナウイルスの発生状況や緊急情報を注意するとともに、必要に応じて高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、対応方針の改定や対策について、協議・決定する。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他県との連携】</p> <table border="1" data-bbox="1099 884 2056 1035"> <tbody> <tr> <td>・四国4県での情報共有体制を継続する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・県が感染拡大期に入った場合、感染のピークを超えた場合は、県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等	・新型コロナウイルスの毒性の強さや感染力等について国等が発する情報と国の対応を踏まえながら、必要に応じて、それぞれの段階に応じた対策の対応方針を高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	・国の発する新型コロナウイルスの発生状況や緊急情報を注意するとともに、必要に応じて高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、対応方針の改定や対策について、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部	・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。	危機管理部 健康政策部	
対応項目	所管																							
○本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等																							
○政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対応方針を決定した場合は、速やかに、危機管理本部会議を開催し、国の「基本的対応方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																							
○国の基本的対応方針が示される前に本県が感染期になった場合は、新型コロナウイルスの毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、危機管理本部会議において対応方針を協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																							
○県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部																							
対応項目	所管																							
・県が感染拡大期に入った場合、感染のピークを超えた場合は、県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等																							
・新型コロナウイルスの毒性の強さや感染力等について国等が発する情報と国の対応を踏まえながら、必要に応じて、それぞれの段階に応じた対策の対応方針を高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																							
・国の発する新型コロナウイルスの発生状況や緊急情報を注意するとともに、必要に応じて高知県新型コロナウイルス危機管理本部会議を開催し、対応方針の改定や対策について、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																							
・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部																							
・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。	危機管理部 健康政策部																							
<div data-bbox="91 895 741 963" style="background-color: #4a5568; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">サーベイランス・情報収集</div> <p>【四国4県の連携】</p> <table border="1" data-bbox="103 1007 1059 1098"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○四国4県での情報共有体制を継続する。</td> <td>関係部局</td> </tr> </tbody> </table> <p>【サーベイランス】</p> <table border="1" data-bbox="103 1185 1059 1401"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○本県が県内感染期に入った段階で、新型コロナウイルス患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については平時のサーベイランスに戻す。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○四国4県での情報共有体制を継続する。	関係部局	対応項目	所管	○本県が県内感染期に入った段階で、新型コロナウイルス患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については平時のサーベイランスに戻す。	健康政策部	<div data-bbox="1099 1070 1352 1110" style="background-color: #4a5568; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">サーベイランス</div> <table border="1" data-bbox="1099 1147 2056 1374"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・疑似症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・疑似症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。	健康政策部	・パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。	健康政策部	・引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部							
対応項目	所管																							
○四国4県での情報共有体制を継続する。	関係部局																							
対応項目	所管																							
○本県が県内感染期に入った段階で、新型コロナウイルス患者及び入院患者の全数把握については中止し、インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については平時のサーベイランスに戻す。	健康政策部																							
対応項目	所管																							
・疑似症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。	健康政策部																							
・パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。	健康政策部																							
・引き続き、予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部																							

改定案	現行	備考																								
<p data-bbox="107 217 255 240">情報提供・共有</p> <p data-bbox="85 284 199 308">【情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="107 316 1059 847"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 316 860 352">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 316 1059 352">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 352 860 504">○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。</td> <td data-bbox="860 352 1059 504">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 504 860 655">新○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。</td> <td data-bbox="860 504 1059 655">健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 655 860 767">新○引き続き、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。</td> <td data-bbox="860 655 1059 767">健康政策部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 767 860 847">○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。</td> <td data-bbox="860 767 1059 847">危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 890 199 914">【情報共有】</p> <table border="1" data-bbox="107 922 1059 1074"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 922 860 959">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 922 1059 959">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 959 860 1074">○市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。</td> <td data-bbox="860 959 1059 1074">★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 1117 199 1141">【相談体制】</p> <table border="1" data-bbox="107 1149 1059 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1149 860 1185">対 応 項 目</th> <th data-bbox="860 1149 1059 1185">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1185 860 1233">○引き続き、相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="860 1185 1059 1233">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 1233 860 1281">○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。</td> <td data-bbox="860 1233 1059 1281">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 1281 860 1353">○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。</td> <td data-bbox="860 1281 1059 1353">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 1353 860 1422">○引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。</td> <td data-bbox="860 1353 1059 1422">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対 応 項 目	所 管	○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★15 関係部局等	新○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。	健康政策部 関係部局等	新○引き続き、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 関係部局等	○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	対 応 項 目	所 管	○市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。	★15 関係部局等	対 応 項 目	所 管	○引き続き、相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	健康政策部	○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部	○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等	○引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。	健康政策部	<p data-bbox="1115 209 1272 233">情報提供・共有</p> <ul data-bbox="1099 252 1704 276" style="list-style-type: none"> 引き続き、第二段階（県内発生早期）の対策を実施する。 	
対 応 項 目	所 管																									
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	★15 関係部局等																									
新○引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。	健康政策部 関係部局等																									
新○引き続き、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。	健康政策部 関係部局等																									
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																									
対 応 項 目	所 管																									
○市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。	★15 関係部局等																									
対 応 項 目	所 管																									
○引き続き、相談窓口を設置し、県民からの相談に対応する。	健康政策部																									
○引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部																									
○引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★15 関係部局等																									
○引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。	健康政策部																									

改定案	現行	備考																																																				
<p style="text-align: center;">予防・まん延防止</p> <p>【県内での感染拡大防止策】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">対応項目</th> <th style="width: 40%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>○県民や関係者に対して次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➢ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➢ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➢ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➢ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 地域福祉部</td> </tr> <tr> <td>○医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無については、国の評価に基づき決定する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○引き続き、事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</td> <td style="text-align: center;">★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○引き続き、市町村や在宅支援事業者に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</td> <td style="text-align: center;">地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p>○県民や関係者に対して次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➢ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➢ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➢ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➢ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 	★15 関係部局等	○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設 や、 多数の者が居住する施設等における感染 予防策 を強化する よう引き続き 要請する。	健康政策部 地域福祉部	○医療機関に対し、 県内感染期となった場合は、 患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる よう 要請する とともに、 患者の同居者に対する予防投与の 継続の有無 については、 国の評価に基づき決定する。	健康政策部	○ 患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。	健康政策部	○ 引き続き、 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮する よう 要請する。	★15 関係部局等	○ 引き続き、 市町村や在宅支援事業者に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行う よう 要請する。	地域福祉部	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">予防・まん延防止</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">【県内での感染拡大防止】</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">対応項目</th> <th style="width: 40%;">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県内医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせることを要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・患者と同居する者に対する予防投与については、国の決定に従う。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・県主催の集会、集客施設等については必要に応じ活動の自粛を行うなどの感染拡大防止措置を講ずる。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 地域福祉部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>・ 県民、市町村、学校、事業者等に対し、必要に応じ、次の要請を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>・県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会</td> </tr> <tr> <td>・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 地域福祉部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 地域福祉部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・事業者に対し、不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局</td> </tr> <tr> <td>・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。</td> <td style="text-align: center;">健康政策部 理事(交通運輸政策担当)</td> </tr> <tr> <td>・事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。</td> <td style="text-align: center;">地域福祉部</td> </tr> <tr> <td>・回復期には、上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。</td> <td style="text-align: center;">関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	予防・まん延防止		【県内での感染拡大防止】		対応項目	所管	・ 県内医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせることを要請する。	健康政策部	・ 患者と同居する者に対する予防投与については、国の決定に従う。	健康政策部	・ 県主催の集会、集客施設等については必要に応じ活動の自粛を行うなどの感染拡大防止措置を講ずる。	関係部局等	・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等	<p>・ 県民、市町村、学校、事業者等に対し、必要に応じ、次の要請を行う。</p>		・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等	・ 市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。	関係部局等	・ 集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等	・ 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。	健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会	・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等	・ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等	・ 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局	・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。	健康政策部 理事(交通運輸政策担当)	・ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。	関係部局等	・ 市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。	地域福祉部	・ 回復期には、上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。	関係部局等	
対応項目	所管																																																					
<p>○県民や関係者に対して次の要請を行う。特に、県内感染期のうち、流行が小規模な段階においては、一定期間、地域全体で積極的な感染拡大防止策をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ➢ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用を強く勧奨する。 ➢ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診勧奨を要請する。 ➢ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 ➢ 住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 	★15 関係部局等																																																					
○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設 や、 多数の者が居住する施設等における感染 予防策 を強化する よう引き続き 要請する。	健康政策部 地域福祉部																																																					
○医療機関に対し、 県内感染期となった場合は、 患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる よう 要請する とともに、 患者の同居者に対する予防投与の 継続の有無 については、 国の評価に基づき決定する。	健康政策部																																																					
○ 患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。	健康政策部																																																					
○ 引き続き、 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮する よう 要請する。	★15 関係部局等																																																					
○ 引き続き、 市町村や在宅支援事業者に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行う よう 要請する。	地域福祉部																																																					
予防・まん延防止																																																						
【県内での感染拡大防止】																																																						
対応項目	所管																																																					
・ 県内医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせることを要請する。	健康政策部																																																					
・ 患者と同居する者に対する予防投与については、国の決定に従う。	健康政策部																																																					
・ 県主催の集会、集客施設等については必要に応じ活動の自粛を行うなどの感染拡大防止措置を講ずる。	関係部局等																																																					
・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等																																																					
<p>・ 県民、市町村、学校、事業者等に対し、必要に応じ、次の要請を行う。</p>																																																						
・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等																																																					
・ 市町村に対し、地域住民へ可能な限り外出を控えるなどの感染拡大防止措置を要請するよう、依頼する。	関係部局等																																																					
・ 集会主催者、集客施設等の運営者に対し、活動を自粛するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局等																																																					
・ 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うなどの感染拡大防止措置について要請する。	健康政策部 地域福祉部 文化生活部 教育委員会																																																					
・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等																																																					
・ 事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。	健康政策部 地域福祉部 関係部局等																																																					
・ 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するなどの感染拡大防止措置について要請する。	関係部局																																																					
・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。	健康政策部 理事(交通運輸政策担当)																																																					
・ 事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。	関係部局等																																																					
・ 市町村や、在宅支援事業者等に対し、在宅の障害者や高齢者等に係る、状況に応じた支援措置を行うよう要請する。	地域福祉部																																																					
・ 回復期には、上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。	関係部局等																																																					

改定案	現行	備考																																														
<p data-bbox="107 220 159 244">医療</p> <p data-bbox="85 272 241 296">【患者への対応】</p> <table border="1" data-bbox="107 300 1059 1023"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 300 862 336">対応項目</th> <th data-bbox="862 300 1059 336">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 336 862 528"> <p data-bbox="118 344 383 368">《<u>県内感染期</u>の対応》^{★17}</p> <p data-bbox="118 384 846 520">○<u>帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し</u>、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として<u>一般</u>の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行う。</p> </td> <td data-bbox="862 336 1059 528">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 528 862 603">○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</td> <td data-bbox="862 528 1059 603">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 603 862 754">○<u>国の基本的処方方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて周知する。</u></td> <td data-bbox="862 603 1059 754">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 754 862 829">○入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。</td> <td data-bbox="862 754 1059 829">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 829 862 946"> <p data-bbox="118 837 427 861">《<u>流行がピークを越えた後</u>の対応》</p> <p data-bbox="118 877 846 933">○<u>治療のために公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて</u>、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p> </td> <td data-bbox="862 829 1059 946">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 946 862 1023">○医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。</td> <td data-bbox="862 946 1059 1023">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 1062 349 1086">【<u>医療機関等への情報提供</u>】</p> <table border="1" data-bbox="107 1090 1059 1206"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1090 862 1126">対応項目</th> <th data-bbox="862 1090 1059 1126">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1126 862 1206">○<u>引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</u></td> <td data-bbox="862 1126 1059 1206">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 1246 490 1270">【<u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用</u>】</p> <table border="1" data-bbox="107 1273 1059 1463"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1273 862 1310">対応項目</th> <th data-bbox="862 1273 1059 1310">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1310 862 1463">○<u>県内の</u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、<u>県内の流通状況を調査し</u>、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。</td> <td data-bbox="862 1310 1059 1463">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	<p data-bbox="118 344 383 368">《<u>県内感染期</u>の対応》^{★17}</p> <p data-bbox="118 384 846 520">○<u>帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し</u>、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として<u>一般</u>の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行う。</p>	健康政策部	○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。	健康政策部	○ <u>国の基本的処方方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて周知する。</u>	健康政策部	○入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部	<p data-bbox="118 837 427 861">《<u>流行がピークを越えた後</u>の対応》</p> <p data-bbox="118 877 846 933">○<u>治療のために公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて</u>、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>	健康政策部	○医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部	対応項目	所管	○ <u>引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</u>	健康政策部	対応項目	所管	○ <u>県内の</u> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、 <u>県内の流通状況を調査し</u> 、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。	健康政策部	<p data-bbox="1104 209 1155 233">医療</p> <p data-bbox="1093 240 1279 264">【患者への対応等】</p> <p data-bbox="1093 272 1361 296">(感染拡大期における対応)</p> <table border="1" data-bbox="1093 300 2060 1015"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 300 1865 336">対応項目</th> <th data-bbox="1865 300 2060 336">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 336 1865 400">・第二段階に引き続き、発熱外来の診断、感染症法に基づく患者の入院措置等を実施する。</td> <td data-bbox="1865 336 2060 400">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 400 1865 496">・<u>新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。</u></td> <td data-bbox="1865 400 2060 496">健康政策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1093 496 2060 528">(まん延期における対応)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 528 1865 687">・<u>患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</u></td> <td data-bbox="1865 528 2060 687">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 687 1865 751">・入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。</td> <td data-bbox="1865 687 2060 751">健康政策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1093 751 2060 783">(回復期における対応)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 783 1865 847">・<u>患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</u></td> <td data-bbox="1865 783 2060 847">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 847 1865 911">・管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。</td> <td data-bbox="1865 847 2060 911">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 911 1865 1015">・医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。</td> <td data-bbox="1865 911 2060 1015">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1104 1126 1144 1142">★24</p> <p data-bbox="1093 1150 1552 1174">【<u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用</u>】</p> <table border="1" data-bbox="1093 1177 2060 1437"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1177 1865 1305">・<u>県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて、国に対し、配分を要請する。</u></td> <td data-bbox="1865 1177 2060 1305">健康政策部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1305 1865 1437">・<u>全医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせ、患者と同居する者に対する予防投与については、国の要請に従うことを周知する。</u></td> <td data-bbox="1865 1305 2060 1437">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・第二段階に引き続き、発熱外来の診断、感染症法に基づく患者の入院措置等を実施する。	健康政策部	・ <u>新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。</u>	健康政策部	(まん延期における対応)		・ <u>患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</u>	健康政策部	・入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部	(回復期における対応)		・ <u>患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</u>	健康政策部	・管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。	健康政策部	・医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部	・ <u>県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて、国に対し、配分を要請する。</u>	健康政策部	・ <u>全医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせ、患者と同居する者に対する予防投与については、国の要請に従うことを周知する。</u>	健康政策部	
対応項目	所管																																															
<p data-bbox="118 344 383 368">《<u>県内感染期</u>の対応》^{★17}</p> <p data-bbox="118 384 846 520">○<u>帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し</u>、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として<u>一般</u>の医療機関においても新型インフルエンザの患者の診療を行う。</p>	健康政策部																																															
○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。	健康政策部																																															
○ <u>国の基本的処方方針に基づき、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて周知する。</u>	健康政策部																																															
○入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部																																															
<p data-bbox="118 837 427 861">《<u>流行がピークを越えた後</u>の対応》</p> <p data-bbox="118 877 846 933">○<u>治療のために公共施設を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて</u>、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>	健康政策部																																															
○医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部																																															
対応項目	所管																																															
○ <u>引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</u>	健康政策部																																															
対応項目	所管																																															
○ <u>県内の</u> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、 <u>県内の流通状況を調査し</u> 、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。	健康政策部																																															
対応項目	所管																																															
・第二段階に引き続き、発熱外来の診断、感染症法に基づく患者の入院措置等を実施する。	健康政策部																																															
・ <u>新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。</u>	健康政策部																																															
(まん延期における対応)																																																
・ <u>患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</u>	健康政策部																																															
・入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。	健康政策部																																															
(回復期における対応)																																																
・ <u>患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</u>	健康政策部																																															
・管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。	健康政策部																																															
・医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部																																															
・ <u>県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じて、国に対し、配分を要請する。</u>	健康政策部																																															
・ <u>全医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせ、患者と同居する者に対する予防投与については、国の要請に従うことを周知する。</u>	健康政策部																																															

改定案		現行	備考																								
<p>○引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</p> <p>健康政策部</p>																											
<p>【在宅患者への支援】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○県及び市町村は、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○県及び市町村は、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。	健康政策部	<p>【在宅患者への支援】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	・市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。	健康政策部 地域福祉部																			
対応項目	所管																										
○県及び市町村は、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。	健康政策部																										
・市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。	健康政策部 地域福祉部																										
<p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	<p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																			
対応項目	所管																										
○引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																										
・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																										
<p>ワクチン</p> <p>・海外発生期の記載を参照。</p> <p>社会・経済機能の維持</p> <p>【業務の重点化・継続等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務の重点化を図るよう要請する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【物資供給の要請等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○必要に応じて、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務の重点化を図るよう要請する。	★15 関係部局等	○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	関係部局等	○事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。	★15 関係部局等	対応項目	所管	○必要に応じて、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。	★15 関係部局等	<p>ワクチン</p> <p>【パンデミックワクチン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得て先行接種を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・接種開始に伴い、プレパンデミックワクチンの接種実施状況モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>社会・経済機能の維持</p> <p>【事業の縮小・継続】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。</td> <td>関係部局</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得て先行接種を行う。	健康政策部	・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。	健康政策部	・接種開始に伴い、プレパンデミックワクチンの接種実施状況モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。	健康政策部	対応項目	所管	・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	関係部局	
対応項目	所管																										
○事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務の重点化を図るよう要請する。	★15 関係部局等																										
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	関係部局等																										
○事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況を確認し、必要な対応策を速やかに検討する。	★15 関係部局等																										
対応項目	所管																										
○必要に応じて、製造・販売事業者等に対して緊急物資をはじめとした医薬品、食料品等の必要な物資について円滑な流通が行われるよう要請する。	★15 関係部局等																										
対応項目	所管																										
・パンデミックワクチンが製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者を対象に、本人の同意を得て先行接種を行う。	健康政策部																										
・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。	健康政策部																										
・接種開始に伴い、プレパンデミックワクチンの接種実施状況モニタリング、有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。	健康政策部																										
対応項目	所管																										
・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。	関係部局																										

改定案		現行	備考								
<p>新〇必要に応じて、運送事業者等に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送等を要請する。</p>	★15 関係部局等										
<p>新〇新型インフルエンザの流行に伴い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。</p>	★15 関係部局等										
<p>【社会的弱者への支援】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	健康政策部	<p>【社会的弱者への支援】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・市町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。</td> <td>健康政策部 地域福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	・市町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	健康政策部 地域福祉部			
対応項目	所管										
○市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	健康政策部										
・市町村に対し、在宅の障害者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	健康政策部 地域福祉部										
<p>【遺体の火葬・安置】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。	健康政策部	○市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	健康政策部	<p>【遺体の火葬・安置】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	・火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、要請する。	健康政策部	
対応項目	所管										
○火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。	健康政策部										
○市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	健康政策部										
・火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう、要請する。	健康政策部										
<p>【犯罪の予防・取締り】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部	<p>【犯罪の予防・取締り】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	・引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部			
対応項目	所管										
○引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部										
・引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。	警察本部										

改定案	現行	備考																										
<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。 <p>【目的】</p> <p>1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <p>【対策の考え方】</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療供給体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。★²¹</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象にパンデミックワクチンの接種を進める。</p> <p>実施体制</p> <p>【実施体制】</p> <table border="1" data-bbox="103 890 1059 1118"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○本県が小康期に入った場合は県民に対して周知する。</td> <td>危機管理部 全部局等</td> </tr> <tr> <td>○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>サーベイランス・情報収集</p> <p>【サーベイランス】</p> <table border="1" data-bbox="103 1270 1059 1425"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</td> <td>健康政策部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○本県が小康期に入った場合は県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等	○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	○インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。	健康政策部	○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会	<p>第四段階 小康期</p> <p>～患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態～</p> <p>主たる対応項目</p> <p>社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <p>実施体制と情報収集</p> <table border="1" data-bbox="1099 858 2056 1086"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国が小康期に入ったことを宣言した場合は県民に対して周知する。</td> <td>危機管理部 全部局等</td> </tr> <tr> <td>・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>サーベイランス</p> <table border="1" data-bbox="1099 1201 2056 1449"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、<u>人材、資器材の有効活用を行う。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・県内での発生状況が小康状態となった段階で、<u>パンデミックサーベイランスを中止する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、<u>予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランス、臨床情報共有システムを実施する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国が小康期に入ったことを宣言した場合は県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等	・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	・これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、 <u>人材、資器材の有効活用を行う。</u>	健康政策部	・県内での発生状況が小康状態となった段階で、 <u>パンデミックサーベイランスを中止する。</u>	健康政策部	・引き続き、 <u>予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランス、臨床情報共有システムを実施する。</u>	健康政策部	
対応項目	所管																											
○本県が小康期に入った場合は県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等																											
○これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																											
対応項目	所管																											
○インフルエンザに関する平時のサーベイランスを継続する。	健康政策部																											
○再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会																											
対応項目	所管																											
・国が小康期に入ったことを宣言した場合は県民に対して周知する。	危機管理部 全部局等																											
・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 関係部局等																											
対応項目	所管																											
・これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、 <u>人材、資器材の有効活用を行う。</u>	健康政策部																											
・県内での発生状況が小康状態となった段階で、 <u>パンデミックサーベイランスを中止する。</u>	健康政策部																											
・引き続き、 <u>予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランス、臨床情報共有システムを実施する。</u>	健康政策部																											

改定案	現行	備考																																		
<p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【情報共有】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【相談体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○状況を見ながら、県等の相談窓口を縮小する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	★15 関係部局等	○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	○県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。	★15 関係部局等	対応項目	所管	○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。	★15 関係部局等	対応項目	所管	○状況を見ながら、県等の相談窓口を縮小する。	健康政策部	<p>【他県との連携】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・四国4県での情報共有体制を継続する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・引き続き、流行の第二波に備え、県民や事業者等への情報提供と注意喚起を行う。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・引き続き、市町村及び消防機関に対して、国等からの情報や、県内の患者情報について情報提供を行う。</td> <td>危機管理部</td> </tr> <tr> <td>・情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【相談窓口】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・状況を見ながら、県等の相談窓口や発熱相談センターを縮小する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部	・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。	危機管理部 健康政策部	対応項目	所管	・引き続き、流行の第二波に備え、県民や事業者等への情報提供と注意喚起を行う。	関係部局等	・引き続き、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部	・引き続き、市町村及び消防機関に対して、国等からの情報や、県内の患者情報について情報提供を行う。	危機管理部	・情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。	関係部局等	・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	関係部局等	・状況を見ながら、県等の相談窓口や発熱相談センターを縮小する。	健康政策部	
対応項目	所管																																			
○引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	★15 関係部局等																																			
○引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																																			
○県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。	★15 関係部局等																																			
対応項目	所管																																			
○市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。	★15 関係部局等																																			
対応項目	所管																																			
○状況を見ながら、県等の相談窓口を縮小する。	健康政策部																																			
・四国4県での情報共有体制を継続する。	危機管理部 健康政策部																																			
・情報の共有体制は、必要に応じて強化、縮小を行う。	危機管理部 健康政策部																																			
対応項目	所管																																			
・引き続き、流行の第二波に備え、県民や事業者等への情報提供と注意喚起を行う。	関係部局等																																			
・引き続き、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部																																			
・引き続き、市町村及び消防機関に対して、国等からの情報や、県内の患者情報について情報提供を行う。	危機管理部																																			
・情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。	関係部局等																																			
・県ホームページの新型インフルエンザに関するウェブサイトを随時更新し、県広報を実施する。	関係部局等																																			
・状況を見ながら、県等の相談窓口や発熱相談センターを縮小する。	健康政策部																																			
<p>予防・まん延防止</p> <p>【県内での感染拡大防止策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国の方針や県内の流行状況を踏まえつつ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。</td> <td>健康政策部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○国の方針や県内の流行状況を踏まえつつ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 教育委員会	<p>予防・まん延防止</p> <p>【県内での感染防止】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国の方針や各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。</td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・国の方針や各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 関係部局等																											
対応項目	所管																																			
○国の方針や県内の流行状況を踏まえつつ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 教育委員会																																			
対応項目	所管																																			
・国の方針や各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、県民、市町村、学校、事業者等に周知する。	健康政策部 関係部局等																																			

改定案	現行	備考																								
<p>医療</p> <p>【医療体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部	○不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部	対応項目	所管	○国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。	健康政策部	○流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部	<p>医療</p> <p>【医療体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>★24</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・国で作成された、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を県内医療機関等に周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部	・地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。	健康政策部	・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部	・国で作成された、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を県内医療機関等に周知する。	健康政策部	・流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部	
対応項目	所管																									
○新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部																									
○不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部																									
対応項目	所管																									
○国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。	健康政策部																									
○流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部																									
対応項目	所管																									
・新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部																									
・地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を縮小・中止する。	健康政策部																									
・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。	健康政策部																									
・国で作成された、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を県内医療機関等に周知する。	健康政策部																									
・流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部																									
<p>ワクチン</p> <p>：海外発生期の記載を参照。</p> <p>社会・経済機能の維持</p>	<p>ワクチン</p> <p>【パンデミックワクチン】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・引き続き、パンデミックワクチンが、製造され次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行接種を開始する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	・引き続き、パンデミックワクチンが、製造され次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行接種を開始する。	健康政策部	・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。	健康政策部																			
対応項目	所管																									
・引き続き、パンデミックワクチンが、製造され次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て先行接種を開始する。	健康政策部																									
・国から示された、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、県民に周知する。	健康政策部																									
<p>【業務の重点化・継続等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業者に対し、県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。</td> <td>関係部局</td> </tr> <tr> <td>○社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。</td> <td>関係部局</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○事業者に対し、県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。	関係部局	○社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。	関係部局	<p>社会・経済機能の維持</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・必要に応じて社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、感染症対策所管部署と連携して必要な支援を行う。</td> <td>関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。</td> <td>健康政策部 ★31 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table>	・必要に応じて社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、感染症対策所管部署と連携して必要な支援を行う。	関係部局等	・一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。	健康政策部 ★31 関係部局等															
対応項目	所管																									
○事業者に対し、県内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。	関係部局																									
○社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。	関係部局																									
・必要に応じて社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、感染症対策所管部署と連携して必要な支援を行う。	関係部局等																									
・一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。	健康政策部 ★31 関係部局等																									

改定案	現行	備考																						
<div data-bbox="91 196 1055 328" style="background-color: #f4a460; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策 別添 </div> <div data-bbox="91 347 741 411" style="background-color: #6a5acd; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 実施体制 </div> <div data-bbox="91 427 1055 730" style="margin-top: 10px;"> <p>【体制強化】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○速やかに「危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、 国が示す人への感染拡大防止対策に関する措置に基づき、今後対応すべき対策を確認する。</td> <td>危機管理部 健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="91 762 741 826" style="background-color: #6a5acd; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> サーベイランス・情報収集 </div> <div data-bbox="91 842 1055 1257" style="margin-top: 10px;"> <p>【情報収集】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国及び地方公共団体等から提供される情報の収集を強化する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) </td> <td>関係部局</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="91 1305 1055 1422" style="margin-top: 10px;"> <p>【四国4県の連携】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対 応 項 目</th> <th style="width: 30%;">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○四国4県での情報共有体制を構築する。</td> <td>関係部局</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対 応 項 目	所 管	○速やかに「危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、 国が示す 人への感染拡大防止対策に関する措置に 基づき、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部	○県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。	健康政策部	対 応 項 目	所 管	○ 国及び地方公共団体等から提供される 情報の収集を 強化 する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) 	関係部局	対 応 項 目	所 管	○四国4県での情報共有体制を構築する。	関係部局	<div data-bbox="1099 328 2056 363" style="background-color: #4169e1; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 実施体制と情報収集 </div> <div data-bbox="1099 371 2056 703" style="margin-bottom: 10px;"> <p>【県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに知事を本部長とする「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 危機管理部 健康政策部 農業振興部 関係部局等 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施する。 </td> <td style="vertical-align: top;">健康政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。 </td> <td style="vertical-align: top;">健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1099 826 2056 1230" style="margin-bottom: 10px;"> <p>【情報収集】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 健康政策部 文化生活部 農業振興部 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに知事を本部長とする「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。 	危機管理部 健康政策部 農業振興部 関係部局等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施する。 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。 	健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) 	健康政策部 文化生活部 農業振興部	
対 応 項 目	所 管																							
○速やかに「危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、 国が示す 人への感染拡大防止対策に関する措置に 基づき、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部																							
○県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。	健康政策部																							
対 応 項 目	所 管																							
○ 国及び地方公共団体等から提供される 情報の収集を 強化 する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ) ➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ) 	関係部局																							
対 応 項 目	所 管																							
○四国4県での情報共有体制を構築する。	関係部局																							
<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに知事を本部長とする「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。 	危機管理部 健康政策部 農業振興部 関係部局等																							
<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施する。 	健康政策部																							
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。 	健康政策部																							
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 地方自治体(鳥・新型インフルエンザ) ✓ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ) ✓ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ) ✓ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ) ✓ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ) ✓ 検疫所(鳥インフルエンザ) 	健康政策部 文化生活部 農業振興部																							

改定案	現行	備考																																														
<p>【県内サーベイランスの強化等】</p> <table border="1" data-bbox="105 268 1059 403"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table> <p>情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="105 576 1059 772"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。</td> <td>健康政策部 関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>予防・まん延防止</p> <p>【人への鳥インフルエンザの感染防止策】</p> <table border="1" data-bbox="105 946 1059 1442"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《疫学調査、感染防止策》 ○疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。 ★5</td> <td>★15 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>○防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>《家さん等への防疫対策》 ○鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、<u>新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。</u> ➢ <u>国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等</u></td> <td>農業振興部</td> </tr> </tbody> </table>	対応項目	所管	○鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部	対応項目	所管	○県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	健康政策部	○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 関係部局等	対応項目	所管	《疫学調査、感染防止策》 ○疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。 ★5	★15 関係部局等	○防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	《家さん等への防疫対策》 ○鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、 <u>新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。</u> ➢ <u>国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等</u>	農業振興部	<p>現行</p> <p>★3サーベイランス ★5</p> <p>【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】</p> <table border="1" data-bbox="1099 256 2056 679"> <tbody> <tr> <td>・鳥インフルエンザ(H5N1)やその他の鳥インフルエンザ(四類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・<u>県内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>★4 ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>【家さん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・家さん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。</td> <td>健康政策部 農業振興部</td> </tr> <tr> <td>・家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底する。</td> <td>農業振興部</td> </tr> <tr> <td>・渡り鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査を実施する。</td> <td>文化生活部</td> </tr> <tr> <td>・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県担当部局等の対応マニュアルの運用について」に基づき必要な対応を行う。</td> <td>文化生活部</td> </tr> </tbody> </table> <p>情報提供・共有</p> <p>【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】</p> <table border="1" data-bbox="1099 772 2056 863"> <tbody> <tr> <td>・県内で家さん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。</td> <td>関係部局等</td> </tr> </tbody> </table> <p>予防・まん延防止</p> <p>【家さん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】 (県内での発生予防)</p> <table border="1" data-bbox="1099 983 2056 1278"> <tbody> <tr> <td>・県内飼養家さんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。</td> <td>農業振興部</td> </tr> <tr> <td>・高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材(インフルエンザ迅速診断キット、マスク等)を確保するとともに、県民の需要急増が予測される衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。</td> <td>健康政策部 農業振興部</td> </tr> <tr> <td>・学校・家庭を含めて家さんを飼養している者に対して、家さんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。</td> <td>健康政策部 文化生活部 農業振興部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県内で発生した場合の対応)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1307 2056 1453"> <tbody> <tr> <td>・患畜が確認された場合は速やかに「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、防疫措置や各種対策等を適切かつ迅速に実施する。</td> <td>危機管理部 農業振興部 関係部局等</td> </tr> <tr> <td>・国の感染経路究明チームと連携し、感染源・感染経路に係る調査を実施する。</td> <td>農業振興部</td> </tr> </tbody> </table>	・鳥インフルエンザ(H5N1)やその他の鳥インフルエンザ(四類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部	・ <u>県内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。</u>	健康政策部	★4 ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部	【家さん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】		・家さん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。	健康政策部 農業振興部	・家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底する。	農業振興部	・渡り鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査を実施する。	文化生活部	・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県担当部局等の対応マニュアルの運用について」に基づき必要な対応を行う。	文化生活部	・県内で家さん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	関係部局等	・県内飼養家さんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。	農業振興部	・高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材(インフルエンザ迅速診断キット、マスク等)を確保するとともに、県民の需要急増が予測される衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部 農業振興部	・学校・家庭を含めて家さんを飼養している者に対して、家さんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。	健康政策部 文化生活部 農業振興部 教育委員会	・患畜が確認された場合は速やかに「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、防疫措置や各種対策等を適切かつ迅速に実施する。	危機管理部 農業振興部 関係部局等	・国の感染経路究明チームと連携し、感染源・感染経路に係る調査を実施する。	農業振興部	
対応項目	所管																																															
○鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部																																															
対応項目	所管																																															
○県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	健康政策部																																															
○県ホームページに新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置し、県広報を実施する。	健康政策部 関係部局等																																															
対応項目	所管																																															
《疫学調査、感染防止策》 ○疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。 ★5	★15 関係部局等																																															
○防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																																															
《家さん等への防疫対策》 ○鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、 <u>新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底するほか、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。</u> ➢ <u>国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等</u>	農業振興部																																															
・鳥インフルエンザ(H5N1)やその他の鳥インフルエンザ(四類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部																																															
・ <u>県内における新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、NESID(感染症サーベイランスシステム)疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。</u>	健康政策部																																															
★4 ウイルス株情報を収集するウイルス学的サーベイランスを実施する。	健康政策部																																															
【家さん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】																																																
・家さん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。	健康政策部 農業振興部																																															
・家さん飼養者等からの異常家さんの早期発見・早期通報を徹底する。	農業振興部																																															
・渡り鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査を実施する。	文化生活部																																															
・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県担当部局等の対応マニュアルの運用について」に基づき必要な対応を行う。	文化生活部																																															
・県内で家さん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	関係部局等																																															
・県内飼養家さんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。	農業振興部																																															
・高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材(インフルエンザ迅速診断キット、マスク等)を確保するとともに、県民の需要急増が予測される衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部 農業振興部																																															
・学校・家庭を含めて家さんを飼養している者に対して、家さんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。	健康政策部 文化生活部 農業振興部 教育委員会																																															
・患畜が確認された場合は速やかに「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」(仮称)を設置し、防疫措置や各種対策等を適切かつ迅速に実施する。	危機管理部 農業振興部 関係部局等																																															
・国の感染経路究明チームと連携し、感染源・感染経路に係る調査を実施する。	農業振興部																																															

改定案		現行		備考															
<p>の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等)を行う。</p> <p>➤ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、対応が困難である場合は、自衛隊の部隊等による支援を要請する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国からの助言を踏まえ「高知県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づく感染家さん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を実施し、感染拡大を防止する。 ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊の部隊へ支援を求める。 ・感染家さん等への防疫措置に伴い、防疫措置作業における従事者に対する健康調査を実施し、異常の早期発見に努める。 ・農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な措置を講じる。 ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動を行う。 ・ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、医療機関に受診するよう指導する。 		<p>農業振興部</p> <p>危機管理部 農業振興部</p> <p>健康政策部</p> <p>健康政策部 農業振興部</p> <p>警察本部</p> <p>健康政策部</p>															
医療																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応項目</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、<u>適切な感染拡大防止策</u>を講じた上で、^{★3}抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、<u>亜型検査、遺伝子解析等</u>を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>○<u>鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)</u>について、<u>感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。</u></td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		対応項目	所管	○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、 <u>適切な感染拡大防止策</u> を講じた上で、 ^{★3} 抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。	健康政策部	○患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、 <u>亜型検査、遺伝子解析等</u> を行う。	健康政策部	○ <u>鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)</u> について、 <u>感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。</u>	健康政策部	<p>【野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合は速やかに「高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部」（仮称）を設置し、家さん、愛玩鳥への予防措置及び県民への注意喚起等を適切かつ迅速に実施する。 <p>^{★3}</p> <p>【人への鳥インフルエンザの感染防止策】 (県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。	健康政策部	・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部	・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。	健康政策部	<p>危機管理部 文化生活部 農業振興部 関係部局等</p>	
対応項目	所管																		
○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、 <u>適切な感染拡大防止策</u> を講じた上で、 ^{★3} 抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。	健康政策部																		
○患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、 <u>亜型検査、遺伝子解析等</u> を行う。	健康政策部																		
○ <u>鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)</u> について、 <u>感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。</u>	健康政策部																		
・国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。	健康政策部																		
・防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部																		
・県内発生情報について、厚生労働省へ通報する。	健康政策部																		
医療 ^{★3}																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、<u>感染症指定医療機関</u>への入院等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・患者の検体を衛生研究所においてPCR検査を実施するとともに、国立感染症研究所へ送付し、確定検査を要請する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> <tr> <td>・積極的疫学調査を実施するとともに、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。</td> <td>健康政策部</td> </tr> </tbody> </table>		○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、 <u>感染症指定医療機関</u> への入院等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。	健康政策部	・患者の検体を衛生研究所においてPCR検査を実施するとともに、国立感染症研究所へ送付し、確定検査を要請する。	健康政策部	・積極的疫学調査を実施するとともに、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。	健康政策部	<p>【県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】</p>											
○感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、 <u>感染症指定医療機関</u> への入院等感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。	健康政策部																		
・患者の検体を衛生研究所においてPCR検査を実施するとともに、国立感染症研究所へ送付し、確定検査を要請する。	健康政策部																		
・積極的疫学調査を実施するとともに、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。	健康政策部																		